

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会  
第3回市民・文化部会議事録**

1 日時：平成27年7月1日（水） 13：00～17：00

2 場所：千葉市議会棟 3階 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

稲垣 總一郎委員（部会長）、潮来 克士委員（副部会長）、鏡 諭委員、  
金子 林太郎委員、早川 恒雄委員

(2) 事務局

原市民自治推進部長、丸島生活文化スポーツ部長  
山根市民総務課長、佐久間市民総務課長補佐、宮本総務班主査、横山管理班主査、  
石橋主任主事、丸木主事、石垣主事、山本主事  
潮見市民自治推進課長、齋木市民自治推進課長補佐、竹田主査、橋本主事  
濱野地域安全課長、山本地域安全課長補佐、山下主任主事  
布施文化振興課長、渡邊主査、工藤主任主事  
三浦若葉区地域振興課地域づくり支援室長、近藤主査、高柳主任主事

4 議題：

(1) 平成26年度に指定管理者の行った施設の管理に係る年度評価について

ア 千葉市民活動支援センター

イ 千葉市文化交流プラザ

(2) 募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市中央コミュニティセンター

イ 千葉市路外駐車場

ウ 千葉市文化ホール等（千葉市若葉文化ホール、千葉市美浜文化ホール、千葉市若葉区千城台コミュニティセンター）

(3) 今後の予定について

(4) その他

5 議事概要：

(1) 平成26年度に指定管理者の行った施設の管理に係る年度評価について

ア 千葉市民活動支援センター

平成26年度に千葉市民活動支援センターの指定管理者の行った施設の管理に係る年度評価について、施設所管課から説明の後、意見交換を経て、部会としての意見を取りまとめ、決定した。

イ 千葉市文化交流プラザ

平成26年度に千葉市文化交流プラザの指定管理者の行った施設の管理に係る年

度評価について、施設所管課から説明の後、意見交換を経て、部会としての意見を取りまとめ、決定した。

(2) 募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市中央コミュニティセンター

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

イ 千葉市路外駐車場

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

ウ 千葉市文化ホール等（千葉市若葉文化ホール、千葉市美浜文化ホール、千葉市若葉区千城台コミュニティセンター）

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

(3) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(4) その他

委員からの質問等を受け付けた。

## 6 会議経過：

○佐久間市民総務課長補佐 本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また雨の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、市民総務課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条によりまして、公開されております。ただし、一部非公開の部分がございますので、あらかじめご承知おきください。

傍聴人の皆様におかれましては、傍聴人要領に記載されている事項を遵守されるようお願いいたします。

本日は、地球温暖化防止対策の一環といたしまして、職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、委員の方のご紹介ですが、恐れ入りますが、前回の部会から変更はございませんので、お手元のファイルの中の資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会市民・文化部会委員名簿」をもちましてご紹介にかえさせていただきます。なお、鏡委員さんにおかれましては、ご都合によりまして途中からご参加をいただく予定でございます。

続きまして事務局の職員を紹介させていただきます。

市民自治推進部長の原でございます。

生活文化スポーツ部長の丸島でございます。

千葉市民活動支援センターを所管します、市民自治推進課長の潮見でございます。

千葉市文化交流プラザ、千葉市若葉文化ホール及び千葉市美浜文化ホールを所管します文化振興課長の布施でございます。

千葉市中央コミュニティセンターを所管します市民総務課長の山根でございます。  
以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、市民自治推進部長の原からご挨拶申し上げます。

○原市民自治推進部長　皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、市民局指定管理者選定評価委員会市民・文化部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、市政各般にわたりましてご支援・ご指導・ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の部会でございますが、お手元の「次第」でございますように、まず、千葉市民活動支援センター及び千葉市文化交流プラザ、この2施設につきまして、昨年度の管理運営に対します年度評価をお願いしたいと思っております。また、その後、千葉市中央コミュニティセンター、千葉市路外駐車場、千葉市文化ホール等の次期指定管理者の募集の条件でありますとか選定基準等につきましてまたご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、豊富なご経験と高いご見識から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間市民総務課長補佐　それでは、議事に入ります前に、改めて資料の確認をさせていただきます。

まず、ファイルに閉じていない資料で、お手元に「諮問書の写し」と「次第」、「席次表」がございます。

続きまして、ファイルにとじてある資料でございます。こちら、会議資料一覧に沿いまして確認をさせていただきます。資料1が、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会進行表」。資料2が、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会市民・文化部会委員名簿」。資料3が、「市民・文化部会で審議する公の施設一覧」。資料4は、「千葉市民活動支援センター」の平成26年度評価に関する資料でございます。4種類ございます。4-1が「指定管理者評価シート」、4-2が「事業計画書」、4-3が「事業報告書」、4-4が「計算書類等」でございます。計算書類等につきましては、指定管理者が共同事業体でございますため、①、②と構成員ごとに資料がございます。続きまして、資料5は、「千葉市文化交流プラザ」の平成26年度評価に関する資料でございます。枝番号の1から4につきましては、資料4の市民活動支援センター同様の4種類の資料となっております。こちらの計算書類等は、共同事業体であるため、5-4につきましては、①、②、③と構成員ごとに資料がございます。続きまして、資料6でございます。資料6は、「千葉市中央コミュニティセンター」の指定管理者の募集に関する資料でございます。5種類ございまして、6-1が「指定管理者募集要項（案）」、6-2が「指定管理者管理運営の基準（案）」、6-3が「指定管理者指定申請書類（案）」、6-4が「基本協定書（案）」、6-5が「指定管理予定候補者選定基準（案）」でございます。資料7は、「千葉市路外駐車場」の指定管理者の募集に関する資料で、同様に、枝番号の1から5の募集資料がございます。資料8につきましては、「千葉市文化ホール等」の指定管理者の募集に関する資料でございます。こちらにつきましては、管理運営の基準が文化ホール2館と千城台コミュニティセンターを別に、これは8-2と8-3になりますが、こちらが

二手に分かれております関係で資料が6種類という形になっております。続きまして、資料9でございますが、「指定管理候補予定者選定の流れ」でございます。

続いて、参考資料となりまして、参考資料1が「千葉市コミュニティセンター設置管理条例・施行規則」、参考資料2が「千葉市路外駐車場条例・管理規則」、参考資料3が「千葉市文化ホール設置管理条例・管理規則」、参考資料4が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料5が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」、参考資料6が「部会の設置について」でございます。

以上でございます。不足等ございましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、会議の成立について、ご報告させていただきます。本日は、現在のところ、全委員5名のうち4名の委員さんにご出席していただいております。半数以上のご出席がございますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第7項において準用します第10条第2項に基づきまして、会議は成立いたしております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これからの議事につきましては、進行を稲垣部会長さんをお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○稲垣部会長　それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、議題1の「平成26年度に指定管理者が行った施設の管理に係る年度評価について」に入らせていただきます。

それでは、千葉市民活動支援センターについて、施設所管課より説明をお願いします。どうぞ、着席のままで。

○潮見市民自治推進課長　市民自治推進課の潮見です。よろしくお願いいたします。

千葉市民活動支援センターにつきましては、平成26年度から指定管理者制度を導入いたしましたので、当選定評価委員会では、初めて評価をいただくということになります。

当センターにつきましては、NPOや市民活動団体を支援するために、平成14年度に設置しました市民活動センターと、個人のボランティア活動を促進するために、平成19年度に設置しましたボランティアズカフェとを統合しまして、平成24年4月に、パルコの隣のツイビル2号館9階に移転、開設した施設です。平成26年度からは、これをより高度なサービス提供と運営の安定性を確保するために、条例で公の施設に位置付けるとともに、指定管理者制度を導入したものでございます。

それでは、資料4-1をお開きください。資料4-1「平成26年度指定管理者評価シート」に従いまして説明をさせていただきます。

まず、1ページの「1 基本情報」についてですが、指定管理者は特定非営利活動法人まちづくり千葉とりベルタちばの共同事業体です。指定期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3か年となっております。

次に、「2 管理運営の実績」の「(1) 主な実施事業」ですが、まず「①指定管理事業」では、まず、市民公益活動のための施設の提供といたしまして、会議室や談話室などの施設の維持管理と貸出業務を行っております。ちなみに無料で貸し出しているということになっております。また、それ以下に記載されておりますとおり、ボランティアなどの情

報の収集・発信、公益活動の発表の場の提供、各種講座の開催、専門家による相談窓口の開設など、さまざまな事業を行っております。ページをおめぐりいただきまして、「②自主事業」ですが、ここでは、有償セミナーを開催しているほか、物品の貸出しや販売など、利用者が気持ちよく施設を使えるよう、さまざまなサービスを行っております。次に、「(2) 利用状況」の「①利用者数」ですが、平成26年度は1万6,239人で、前年度と比較すると773人、約5%の増加となっております。また、「②会議室・談話室利用団体数」は1,218団体で、前年度と比較しますと102団体、約9%の増加となっております。次に、「(3) 収支状況」ですが、収入、支出ともに1,716万1千円であり、収支決算額はプラスマイナスゼロとなっております。これは人件費支出が、ご覧のとおり計画額を若干上回ったということもありまして、その他の経費を抑制して収支を調整しているとのことです。なお、自主事業は、3ページの一番上の米印が書いてありますとおり、1,000円未満ですが黒字を確保しております。次に、「(4) 指定管理者が行った処分の件数」ですが、使用許可件数は1,508件、使用の不許可や使用の制限を行ったものはありませんでした。したがって、「(5) 市への不服申立て」はありませんでした。次に、「(6) 情報公開の状況」はご覧のとおりで、開示請求はありませんでした。

次に、「3 利用者ニーズ・満足度等の把握」の「(1) 指定管理者が行ったアンケート調査の結果」ですが、3ページから4ページに記載のとおり2回実施しておりまして、特に、施設や接遇などへの満足度について実施した第1回利用者アンケート調査では、「施設・設備」や「情報提供」に「やや不満足」というものは若干ございましたけれども、多くの利用者におおむね満足いただいているという結果が出ております。次に、「③アンケートにより得られた主な意見、苦情とそれへの対応」ですが、アンケートの中で、「施設の照明が暗い」という意見を複数いただきましたことから、指定管理者の対応可能な範囲で、照明を蛍光灯に入れかえ改善しており、利用者からも好評ということですので。次に、「(2) 市に寄せられた意見・苦情」ですが、市長への手紙による苦情が1件ありました。これにつきましては、行き違いなどの状況がたまたま重なった事案でございまして、私から、直接の手紙をいただいた市民の方と電話でやりとりをしまして、先方も、ちょっと重なったので頭に血が上ったというようなことをおっしゃっていましたが、ご理解賜りまして、指定管理者に対しても注意指導を行って、これは解決しております。

次に、「4 指定管理者による自己評価」です。平成26年度は、記載のとおり委託事業に大変意欲的に取り組み、成果があったことを肯定的に自己評価している一方で、今後の課題として自主事業が、やはり計画よりも落ちたということもありまして、自主事業に関して、設備の利用促進や事業の拡充の必要性を挙げております。

5ページをお願いします。「5 市による評価」ですが、評価は3段階評価の間でありますAといたしました。平成26年度は大きな事故もなく、概ね管理運営の基準、事業計画に沿い、良好な管理運営が行われたと考えております。今回、評価した点は、「所見」の3点目、4点目に記載のとおり、学生やシニアの世代など、ボランティア活動への新たな参加者を増やす取組みを積極的に行った点でございます。具体的には、平成26年度に計画していなかった、ボランティアを始めてみたい方を対象とした講座、市内大学での説明会、シニア施設での講義などを開催しております。また、「所見」の5点目に記載のとおり、先ほど申し上げましたように、委託料の範囲内で自主的に照明を入れ替えるな

ど、利用環境の改善に努めた点も評価できると考え、評価いたしました。

次に、「履行状況の確認」ですが、評価項目は全部で56項目と多くなっておりまして、ここでは3段階評価で3点と評価した5項目について説明させていただきます。6ページをご覧ください。左側の欄、「提案した事業の実施」欄の9項目めになりますけれども、「ボランティア情報の提供」ですが、当初計画していた事業に加えまして、ボランティアを始めてみたい方を対象とした講座を開催したため、ボランティア活動への新たな参加者を増やす取組みを積極的に行ったと評価いたしました。次に、その3項目下の「学校とNPOの連携づくり」ですが、当初計画していた事業に加えまして、千葉大学及び千葉経済大学において、地域活動やボランティア活動に関する説明会を開催したため、これもボランティア活動への新たな参加者を増やす取組みを積極的に行ったと評価いたしました。さらに、5項目下の「シニア関連施設との連携づくり」ですが、当初計画していた事業に加え、千葉県生涯大学校におきまして、地域活動に関する講座を開催したため、これもボランティア活動への新たな参加者を増やす取組みを積極的に行ったと評価いたしました。次に、「(2)サービスの向上」ですが、利用者サービスの向上欄の1つ目、「開館時間・休館日」につきまして、条例に指定する開館時間は午後6時までとなっておりますが、日曜・祝日を除き、午後9時まで毎日開館しているため、施設利用者の利便性の向上に貢献していると評価いたしました。続きまして、一番下の「利用者支援」の「新規設備の整備」ですが、提案どおり、無線LAN環境を整備されたことに加え、先ほど申し上げました館内に照明を設置し、施設の利用環境を改善したため評価をいたしました。最後に、7ページの下段をご覧ください。全56項目の確認事項につきまして、履行状況の評点の合計を117点、平均は2.1点で、その下の表、内訳としまして3点評価が5項目、2点の評価が51項目、1点の評価はゼロ項目となっております。以上です。

○稲垣部会長 では、今ご説明いただきましたけれども、年度評価では指定管理者の倒産、撤退のリスクを把握することになっております。これから、計算書類をもとに指定管理の財務状況等に関する意見交換を行うこととなります。

計算書類等の中で、一般には公開されていない法人等情報を含んでいる場合には、千葉市情報公開条例第7条第3号に該当する不開示情報となりますので、同条例第25条ただし書きの規定により、会議は非公開といたしますが、当該施設の指定管理者である「特定非営利活動法人まちづくり千葉・リベルタちば共同事業体」の計算書類等には法人等情報が含まれていないと判断されるため、今回は公開のまま続けるということになります。

傍聴人はそのままいらっしゃって結構です。

それでは、公認会計士である潮来委員より、指定管理者の財務状況等に関して、計算書類等をもとにご意見をいただきたいと思っております。

○潮来委員 4-4の①と②で、これが該当しますけれども、4-4の①のところで、平成25年度の事業報告書、特定非営利活動法人まちづくり千葉ということで27年3月期の報告書が提出されております。事業成果とか、実施された事業とか、3枚目のところが、いわゆる財務諸表、活動計算書になっております。ページが打ってありませんけれども、3枚目のところの平成26年度の活動計算書をまずご覧ください。経常収入が合計で1,596万7,817円、それから経常支出の合計が1,641万3,147円、差引きで44万5千円。それに均等割が巻き込まれて、それを支払って、最終的なマイナスが

51万5千円ということになっております。もう1枚めくっていただくと、右側のほうに貸借対照表があります。資産の部から始まっておりますけど、真ん中よりちょっと下の段のところに、資産合計ということで、合計が207万9,475円、内訳は、その上に現金・預金とか売掛金とか記載されておりますけれども、資産合計が200万円ちょっと。それに対して、下のほうに負債の部が計上されておまして、流動負債合計548万9,587円、固定負債がありませんので、負債合計が548万9,587円。したがって、負債の方が超過している状況で、正味財産はマイナスということ、マイナス341万112円ということになっております。

この赤字の状況というのは、もう2枚くらいめくっていただくと、平成25年度事業報告書があります。25年度の事業報告の中でも、収支は支出の方が多く、60万円ほどの前期の赤字になっていて、前年度の貸借対照表でも、正味財産がマイナスということになっております。事業の性格上、こういうこともあるのかなと思いますけれども、一応、この状況について質問をいたしました。それが、本日、お手元にある別紙の資料で、「委員からの事前質問に対する回答書様式（年度評価関係）」ということで、その2番目が質問項目です。実績では赤字で、事業会社・経営会社であれば事業存続・継続性の問題が出てくるわけで、どういう状況で、どのようにお考えですかということをお伺いしました。回答のほうは、読ませていただきますが、収入の微増及び経費の縮減により、平成26年度の収支は実質的には黒字に転向しております。下段には、先ほどもありましたけど、人件費が13か月分計上されているということで、26年度は実質黒字ですということをおっしゃっています。それはそのとおりかと思えます。今後、さらに収入増加及び経費の縮減を行い、平成27年以降も黒字を継続することにより、累積赤字を減少していく方針ということです。活動継続については、法人の会員である取引業者に支払繰延べに協力いただいたり、役員からの立て替えなどにより活動を継続していくということで、多分そういうことなのかなと思いましたが、事業会社であれば負債はすぐに払わなきゃいけないですけども、こういう事業の性格上、いろんな支援者がいて、支払いを繰延べしていただいたりすることによって事業継続が図られると。それで、なおかつ今後、その黒字化していくことによって、十分その事業として好転していく見通しをお持ちだということで、100点ではないかもしれませんが、継続に大きな問題はないのかなというふうに考えます。以上です。

○稲垣部会長　　マイナスではあるけれども、継続に大きな支障はないんじゃないかというご意見でよろしいですか。

○潮来委員　　はい。

○稲垣部会長　　経理上マイナスになっているけれども。この点についてのご意見はどうでしょうか。人件費の分は1か月分余計に計上したからと。

○潮来委員　　そうですね。多分、未払いを計上して、前期の分がずれ込んだのか、当期の分が未払いなのか。

○稲垣部会長　　そこはもう、帳簿処理の問題ですけれども、支払いを待っていただいたというのは、それは別の問題ですよ。

○潮来委員　　まあそうですね。だから資金がこれだと十分に回っていかないわけで、普通の事業会社であれば増資したりとか、売掛金を早く回収したりとか、いろんな方法でや

っていくんでしょうけど、いろいろ立て替えをしていただいたりとか、業者に対する支払いを待っていただくとかということで、そういう、関係者の支援でこの事業が成り立っているということだと思います。

○稲垣部会長　非常に微妙な。継続性としてどうでしょうかね。早川委員、ご意見は。

○早川委員　非常によくおやりになって、私も、継続してというのに全く異論はないんですが、ただ、基本的なところで、目標よりもおいでになる方も多くなっていると、それから、当初考えたより、計画したよりも、いろんなサービス事業を広げて自主事業でやっている。だけど、全体の収支で見ると、余り先行き楽観できないというのは、これをどう考えたらいいのか。

要するに、これをどんどん続けていってもらおうということは、指定管理者がどんどん負担が増えちゃうと。怠けてて増えるんなら自業自得だけでも、当初計画したよりも良い成果が上がっているのに、締めてみたらどうも苦しいというのは、基本的にどこか、指定管理料の問題とかですね、何かにあるんじゃないかというふうに。やっぱりその基本的なところを次の段階で議論してみる必要はあるんじゃないかなという感じがします。

引き続き事業をやっていただくことについては、何の異論はないです。むしろお願いしたいんだけど、いくらやっても、常に立て替えとか持出しが多くなっちゃうという仕組みのままでいいのかなという疑問がありますということです。

○稲垣部会長　そうですね。結局、営利事業じゃないからやって、ボランティアが増えれば増えるほどコストがかかるというのは、しょうがありません。問題は、おっしゃっているように指定管理料しか収入はないわけだから、基本的には。そうすると、指定管理料の設定がどうなのかという、そういう問題に行き着くので、この事業体の問題という問題じゃないのかもと。

○早川委員　制度の方をどう考えるかという問題の。

○稲垣部会長　そういうことですね。

○早川委員　今回は結論出さなくてもいいんじゃないかと思えますけれども。それとも、市がやるよりも指定管理でやったら安く上がった、上手くやったとこういう考え方でいいんですかと、こういうことですよ。だから、継続するかどうかという判断とは別ですけども、そういうことを考えておかないと、いずれ、指定管理者制度がみんな行き詰まっちゃいますからね。

○稲垣部会長　この指定管理料は、もう上げるとかそういうことはもう3年間で決まってしまうんですか。

○潮見市民自治推進課長　はい。

○稲垣部会長　決まっているのですね。

○潮見市民自治推進課長　これは3年間の総額で。

○稲垣部会長　出しちゃっているんだね。

○潮見市民自治推進課長　ただ、ちょっと一言つけ加えますと、この法人の活動計算書は指定管理事業だけではありませんので、基本的に指定管理の施設の事業の分は、歳入歳出イコールになっているということは申しております。

○稲垣部会長　わかりました。そういうことですが、他にご意見はありませんか、特に。

○鏡委員　NPOとか、そのボランティア支援のその有効性といいたいでしょうか、その活



動に対しては非常に貴重な活動だと思うんですけど、そういう意味で、千葉市として、このセンターにかかるいろいろな思いがあると思うんですね。だから、そこは尊重すべきだと思いますし、おっしゃっているように公的な位置付けなんだけれども、それがなかなか収益と結びつかないという、そういう問題が含まれていると思うんですが。ですから、その中で、出来るだけ効率の良い運営を目指して指定管理者制度になったと思うんですね。ですから、そういう意味では理解できる場所なんですけど、ただ1点、全体の、市政全体の位置付けとして、このNPOとかボランティアな団体をどのように育成、という言い方にすると失礼だけど、支援していくのかという、そういう基本的な哲学の問題と、それと効率性の問題というのが、やっぱりきちんと整理されていることが必要だと思うんですね。

そういう意味では、このまちづくりにかかるNPO支援をすべきそのセンターと、例えば、以前も他のところでもありましたけど、公民館とか、それから他の団体を支援するような組織というの、恐らく多数あると思うんですね。そういう中での位置付けということも、やっぱり全体として考えていかなきゃならないので、そういう意味で、市政の中で、このNPO支援というのがどういう位置付けにあるのかということ、やっぱり中長期的に考えていく必要があるんじゃないかなと思いますね。だから、多分、収支の問題で、特に私は、問題はないと思いますけれども、その公共性を担っているその組織のあり方、あるいは施設のあり方というのを、いま一度整理していく必要があるのかなと思います。

○早川委員　私は専門家じゃないから、専門家の人の前でどうこう言うことはないけども、この指定管理業務の収支を見ると、明らかに収入があって、人件費その他を出して、その差額を「その他」の支出に入れてあるんですね。それでゼロにしてあると銀行屋は見ますよね、他の方はともかく。だから、その分は、いわゆるこの受託企業が他の部分で埋めていると、こういうふうには私は勘繰ります。だから、こういう状態でいつまでしてられるのかねと、こういう疑問を持っているということなんです。

○稲垣部会長　今、ご意見をいろいろいただきましたが、結局、結論としては、潮来委員がおっしゃったとおり、経理上、若干心配はあるけれども、まあ問題ないと、こういう方向でよろしいですね。

○潮来委員　はい。

○稲垣部会長　その程度で、文言はまた事務局と私のほうにお任せいただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○潮来委員　それでは、次に、②のリベルタちばについてです。②のリベルタちばというのはこの2社で共同してやっているわけで、②の2枚目のところに、27年3月の収支決算書、リベルタちば自体の収支が、収入が19万6,351円、支出が12万8,985円、収支の差額は6万7,366円、1枚めくっていただくと、貸借対照表が、資産の部、普通預金等で6万7,366円、負債がありませんので正味財産が6万7,366円です。もう1枚めくっていただくと、26年3月31日の収支決算書とか貸借対照表、もう1枚めくっていただくと25年3月の貸借対照表は、資産の部、負債の部、全て0円と。損益計算書も0円。実態として、どういうその活動をされているのかは、これだけではよくわかりませんが、とにかく最初のページ、②の最初のページに活動報告書がございますように、いろんな活動をされています。ただ、収支とか貸借対照表とか、その資金

とかというところは余りお持ちではなくて、先ほどのNPO団体と一緒に活動している状況で、特にこの会社が、リベルタちばが倒産とか何とかという話ではないかと思えます。どういうコメントをしていいかわからない内容ですけど。

○稲垣部会長　そんなにしっかりしてないということだね、簡単に言うと。

○潮来委員　でも、主体的に何かその事業をされているわけじゃなくて、多分、一緒に何か動かされていて、たまたま何か収支がちょっと出てくるだけなのかなというふうに。

どこか最初のほうのところに、まちづくり千葉はこの事業に関して全体的なことをやって、リベルタちばは、主に他者との相互理解に係る事業とかという、そんなようなことが書いてあって、実際にどういう活動をされているのかも、特には、質問も出しませんでしたけど、とにかく一体として動かされて、特段の問題はないのかなというふうに思えます。

○稲垣部会長　今のお話で、基本的にくっついて仕事をしているだけと、しかも内容的にも何となく個人のちょっとした家計簿みたいな感じで。

○潮来委員　そうですね。

○稲垣部会長　帳簿でリスクといっても、余りわからないということですね。

○潮来委員　ええ。

○稲垣部会長　わからないからどうするかという。

○潮来委員　負債もないですから、だから、別に倒産のリスクはないといってもいいとは思うんですけど。

○稲垣部会長　そういうことで、よろしいですかね。これ以上、突っ込みようもないですよ。むしろ個人が、個人的にどういう負債を持っているかさっぱりわからないですね。

○潮来委員　それはそうですね。それはわかりません。

○稲垣部会長　はい、じゃあこれもそういう点では、事業経営が困難になるとは考えにくいと、倒産・撤退リスクはないとそういう判断でよろしいですか。

○潮来委員　はい、そうですね。

○稲垣部会長　ありがとうございました。

それでは、次に、指定管理者の施設管理運営のサービス水準向上、業務効率化の方策、また改善を要する点等について、指定管理者評価シートをもとに、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

何かご意見はございますか。さっきの3とか2とか、評価はいろいろされた、そのことに関連して何か。

本当に、もうよくやっているという評価、一番ボランティアでよくやったという、市の評価と、そう変わりがないですかね。

○早川委員　ただ、繰り返し言っているのは、指定管理者制度の狙いというのは、3年なら3年、こういう事業を安定的にやってもらうというのが狙いですね。そのために、今、ご説明があったのは、収支の状況とか財務の状況とかというのがどうかということになるわけですね。だから、それを見ると、ちょっと突発的な事故が起きて、保険とかそういうものの対象にならない事故が起きて損害賠償が出るとか。そうなると、やっぱりちょっと身を削るといえるか、危ういような状態になることは事実ですよ。そういうことはやっぱり理解しておいていただきたい。

○稲垣部会長　この種のことをやっていただくのに、そんな大規模なところは手出せな

いであるものね。

○早川委員 だから、普通なら何ら問題ないと。

○稲垣部会長 やる主体というのは、どうしても経済的にはやっぱり、やむを得ないところはありますね。

○早川委員 ただ、後ほどご説明あると思いますけれども、指定管理事業者が、事故とかの何かでもって市へ損害賠償、損害を与えたら賠償しなきゃいけないという文言がありますよね、契約の中にね。そういうことを考えると、それは正直、いろいろ考えると問題はあるとは思いますけれども。

○稲垣部会長 賠償能力はないですか。

○早川委員 ないわけです、この状態では、ですよ。そんなの何があるんだと言われると。

○稲垣部会長 やって見ないとわからない。

○早川委員 わからないし、それから、いつ起きるというのもわからないわけですけど。

○稲垣部会長 はい。しかし、それを言っているとね、やれる事業者はないですよ、ボランティア関係では。

○早川委員 ないです。

○稲垣部会長 あるとしたら、いわゆる保険制度しかないんでしょうね。

○早川委員 保険は入っているみたいですね。

○稲垣部会長 保険があるかないかわからないけど。

○潮見市民自治推進課長 施設保険、賠償保険に。

○潮来委員 ええ、普通なら問題ないですね。

○稲垣部会長 保険でカバーするしかないですよ。

はい、よろしいでしょうか。特に、この施設については、市の評価と変わった意見はないということで、よろしいですか。ということで、おおむね良好な施設運営が行われていると、そういうことでよろしいですか。

(異議なし)

○稲垣部会長 では、これを部会の意見とさせていただきます。

それでは、これらを踏まえて、年度評価についての本部会の意見をまとめていくということになります。詳細については私と事務局で調整するというごお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○稲垣部会長 ありがとうございました。

施設所管課におかれましては、委員の皆様から示された意見を、今後の施設の管理運営に十分反映していただきたいと思っております。

それでは、次に、千葉市文化交流プラザについて、施設所管課より説明をお願いします。

○布施文化振興課長 文化振興課の布施でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料の5-1をお願いいたします。資料5-1「指定管理者評価シート」でございます。

まず、「1 基本情報」になります。施設名は千葉市文化交流プラザ。指定管理者は千葉トリニティ運営事業体。指定期間は、平成25年4月1日から27年3月31日までで

ございます。

続いて「2 管理運営の実績」になります。まず「(1) 主な実施事業」の右側、「①指定管理事業」でございます。まず、「施設運営業務」につきましては、事業概要といたしましては、音楽ホール及びリハーサル室、会議室、プール、トレーニング室、温浴施設、それから駐車場の管理運営業務となっております。その下、「維持管理業務」につきましては、建物、設備等の維持管理業務になります。さらに、その下、「経営管理業務」でございます。こちらは事業計画、事業報告、それからアンケート等の実施というような業務でございます。その下の表でございます。「②自主事業」になります。「施設の興行の企画・誘致業務」、こちらにつきましては、コンサートなどの実施でございます。その下、「飲食・物販事業」につきましては、レストランの運営、ケータリングの実施等でございます。その下、「(2) 利用状況」でございます。「①利用者数」、まず音楽ホールでございます。26年度8万6千人、25年度が7万9,132人ということで、前年度比108.7%でございます。その下、会議室のほうは、7万9,671人、前年度8万9,811人ということで、88.7%の前年度比でございます。その下、リハーサル室、こちらが1万5,024人に対しまして、前年度1万7,081人ということで、88.0%になります。さらにその下、スパ&フィットネスでございますが、15万1,888人に対しまして、16万5,540人ということで、91.8%でございます。さらにその下、レストランですが、3万9,152人に対しまして4万4,170人ということで、88.6%になります。一番下段でございますが、計といたしましては、26年度37万1,735人に対しまして、前年度は39万5,734人ということで、93.9%の比というふうになっております。そして「②稼働率(回転率)」で見た場合でございますが、音楽ホールが26年度44.7%ということで、前年度比では0.9%の減になります。続いて、会議室が33.6%で、前年度でいいますと2.7%の減になります。それから、その下、リハーサル室が62.9%で、前年度比では0.8%の減というような状況でございます。特に落ち込みが激しいのは会議室でございますが、減の理由といたしましては、従来、会議室は2フロア、6階、7階を借りていた利用者の方が、片側フロアだけになったりというような形で、会議室の利用の規模の縮小が相次いだということが1点。それから、会議後の宴会が無くなった、もしくは夜間が無くなったという状況でございます。あとは、全体的な参加人数が減ってきたというようなことが推測されております。あと、レストランのほうでございますが、レストランにつきましても、従前は会議室が一杯の場合は1階のレストランのホールを利用されていたというようなこと、あるいは、それに伴って1階のレストランの利用が増えてきたわけなんです、それが、ほとんど会議室で賄ってしまうというようなことが連動されまして、レストランのほうも利用者が減ってきたのではないかと推測しているところでございます。では、その下の「(3) 収支状況」でございます。まず、「①収入実績」でございます。まず、指定管理委託料の決算額は1,780万2千円、その下、利用料金の決算額ですが、2億7,463万4千円、その下、自主事業でございます。3億2,801万2千円。その他が、1,068万5千円でございます。全体の収入の決算額といたしましては、6億3,113万3千円でございます。右側の「備考」欄、その他でございますが、スパ&フィットネス廃止に伴います損失補てんということで957万7千円、それから、郵便局等光熱水費ということで1

10万8千円ということで、合計1,068万5千円が、その他という形で備考に記載させていただいております。では、おめくりいただきまして次のページ、「②支出実績」のほうになります。まず人件費、決算額でございますが、9,822万9千円、その下、事務費・管理費でございますが、1億9,240万4千円、その下、委託費でございますが、9,729万5千円、それからその下、自主事業のほうは2億7,570万1千円、その他はございませんで、合計が6億6,362万9千円でございます。その下、「③収支実績」になります。決算額といたしましては、3,249万6千円の赤字という状況でございます。続きまして、その下、「(4)指定管理者が行った処分の件数」でございます。こちらは使用許可のみということでございまして、15万5,396件でございます。それから、「(5)市への不服申立て」はございません。その下、「(6)情報公開の状況」でございます。こちらにつきまして、関連文書の公開状況はご覧のとおりです。その下、文書開示申出の状況でございます。こちらは市政情報室経由で1件、開示の請求がございました。内容といたしましては、下の※印でありますように、千葉県文化交流プラザ土地建物等売買契約書について、開示請求がございまして、全部開示を行ったところでございます。これは、スパ廃止に伴います反対の方々が、開示を申し立てたというような状況でございます。

その下、「3 利用者ニーズ・満足度等の把握」でございます。「(1)指定管理者が行ったアンケート調査の結果」でございます。まず「①アンケート調査の実施内容」ですが、調査方法といたしましては、ホール、ケータリング利用者などから意見収集を行ったということで、スパ&フィットネス、レストランにつきましては、アンケート箱を設置して、通年的に利用者意見の収集を行ったという状況でございます。次のページをお願いいたします。「②調査の結果」、こちらは抜粋でございますが、各施設、ホール、リハーサル室ごとにそれぞれで満足度を追ってございます。まとめますと、総合評価におきまして、「満足」、「やや満足」とした回答をした率がホールで80.0%、リハーサル室で75.0%、スパ&フィットネスで42.1%、レストランで88.3%、ケータリングで89.4%、会議室で86.7%というような「満足」、「やや満足」という状態でございます。では、次のページをお願いいたします。めくっていただきまして「③アンケートにより得られた主な意見、苦情とそれへの対応」でございます。それぞれ音楽ホール、リハーサルホールにつきましては、お褒めの言葉、あるいは利用方法、申込み方法についての優先というようなことをご意見をいただいております。それから、スパ&フィットネスにつきましては、施設の継続希望のご意見をいただいたわけなんです、営業終了につきまして、丁寧なご説明をして、ご理解をいただけるように努めたというような状況でございます。それからレストラン、それからケータリングにつきましては、メニューの内容、それからスタッフの対応ということにつきましてご意見をいただいたものにつきましては、ミーティングあるいはスタッフ教育等で対応したところでございます。その下、「(2)市に寄せられた意見、苦情」でございます。「②意見・苦情の数」ですが、市長への手紙165件、メール1件、電話1件という状況でございます。「③主な意見、苦情とそれへの対応」でございますが、市長への手紙165件のうち164件は、27年3月末で閉鎖をいたしましたスパ&フィットネスの存続要望のご意見でございました。これにつきましては、記載のとおり、状況説明をいたしまして、ご理解・ご協力をお願いしたところでございます。なお、

市長への手紙の残り1件につきましては、千葉駅とプラザを空中通路でつなげないだろうかというようなご提案があったというような状況でございます。

続きまして、「4 指定管理者による自己評価」でございます。抜粋で読ませていただきますと、施設の管理については、おおむね事業計画どおりに実施できた。8階から10階のプール・トレーニング室及び温浴施設については、閉鎖決定後、丁寧な対応や説明を計画的に実施し、特に3月は混乱なくスムーズに終了することができた。プラザ全体の収支では、マイナス3,200万円となったが、会議室・ケータリングの利用における規模の縮小・中止が相次いだこと、また、プール・トレーニング室等により全て減になったと。一方、支出においては、光熱水費の改定による支出プラス4.8%が影響し、支出全体としては前年度比マイナス3.8%にとどまったものの、収支は厳しいものになったと。次年度は、利用促進を図るため、営業体制の増員を強化していくという自己評価でございます。

「5 市による評価」でございます。まず「所見」のところでございます。施設の管理運営に関しては、概ね仕様、事業計画どおりの実績・成果が認められる。平成26年度はスパ&フィットネスの廃止決定を伴いましたが、大きな混乱もなく、営業を終了することができ、その点は評価できる。一方、収支においては3,200万強の赤字を計上した。これはスパ&フィットネス廃止決定による会員減による収入減、それから、会議室の利用者減による自主事業収入減によるところが大きいですが、指定管理者の営業努力だけでは、その影響を吸収することは困難であったと考えられる。したがって、26年度の管理運営の評価はAとするが、次年度においては、スパ&フィットネスに計上していた赤字がなくなることから、収支を黒字とすることを必須とし、レストランの収入が減少していることなどからも、既存利用者へのこれまで以上の営業努力を図るとともに、さらなる利用者拡大、開拓をするため、異なる客層へのアプローチなど、積極的な事業展開を図りたいという所見をいたしまして、評価としてはAという評価をさせていただいております。その下、「履行状況の確認」でございますが、ご覧のとおり状況でございます。各項目とも2という評価をさせていただいて、1番最後のページの中段に、合計といたしましては110点、平均としては2.0点ということで、55項目について評価をさせていただいたところでございます。説明は以上でございます。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、指定管理者の倒産・撤退のリスクを把握するという観点から、指定管理者の財務状況等に関して意見交換を行いたいと思います。当該施設の指定管理者である「千葉トリニティ運営事業体」の計算書類等には、法人等情報が含まれているものと判断されますので、これからの会議は非公開といたします。

なお、その後に行います指定管理者の施設管理運営のサービス水準の向上、業務効率化の方策、また改善を要する点等に関する意見交換については再び公開といたします。

傍聴人の方は、恐れ入りますが一度退席をお願いします。

(傍聴人退室)

○稲垣部会長 それでは、指定管理者の財務状況等に関して、計算書類等をもとに潮来委員からご意見をお願いいたします。それでは、よろしくをお願いします。

(※財務状況等に関する意見交換の経過については、千葉市情報公開条例第7条第3号に

該当する情報（法人等情報）が含まれているため、表示していません。）

○稲垣部会長 提出された計算書類等に基づいた判断であることを前提といたしますが、共同事業体の各構成員の財務状況も良好であり、安定した利益を計上しており、固定資産もあることから、倒産・撤退等のリスクはないと判断する、こういう結論でしたね。

○潮来委員 はい。

○稲垣部会長 では、次に行う指定管理者の施設管理運営のサービス水準の向上、業務効率化の方策、また改善を要する点等に関する意見交換については、公開とします。

よろしいでしょうか。それでは、次に、指定管理者の施設管理運営のサービス水準の向上、業務効率化の方策、また改善を要する点等について、指定管理者評価シートをもとに、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

何かご意見はございませんか。どうぞ。

○金子委員 アンケートですね、この評価シートの2ページなんですけど、ホールの回答者5件というのは、これはホールを借りた方へのアンケートということだと思うんですが、そのホールで行われたイベントに参加した市民の方々にもアンケートをとって見て、その設備がどうであるとか、そういったことも把握する必要がある、生の声を聞くというところでやっていただいたらいいんじゃないかなど。施設を借りて使った人がどう思ったかというのがここには出ているんですが、それでホールを訪れた方々が、その施設に対して非常に満足しているのか、あるいは何か不満というか、改善してほしい点があるのかというところが、あまり今回のことでは把握されていないように思いますので、そういったところもより使いやすく、市民に評価される施設になるためには大事ななと思いますので、そのあたりの意見聴取を今後考えられたらいいのではないかと思います。

○稲垣部会長 アンケートの仕方ですね。

○金子委員 はい。

○稲垣部会長 他に、運営等について、何か。

ここ、結局、レストラン部門というのは、全体的にビルに来る人を対象にしていると無理ですね、じり貧になっちゃうんですよね。そうでない人も調べておかないと、フィットネスに来てた人は減るわけだし、そのままにしておけば、ついでに使うだろうというだけでは、絶対減っちゃいますよね。そこが課題ですよ、何となく見ていると。普通の人が、食事なら食事だけに入るというふうな、そういう点が弱いかなという感じするんですけど。

○布施文化振興課長 今回、1名増員をしまして、営業に力を入れるというふうに聞いておりますので、いろいろと営業に回ってもらって、会議室の利用促進、且つ宴会利用の促進という形をお願いしたいというふうに思っております。

○稲垣部会長 音楽ホールは順調なんですよ、これを見ると。

○潮来委員 あそこのレストランって、そこだけに行く人ってそんなにはいないんですよ。そうでもないんですかね。食事するならほかに行っちゃうのかなって、いや、何となく、感じしているところです。

○布施文化振興課長 おっしゃるとおりです。

○潮来委員 だから、それよりは、スパがなくなっちゃうんだけど、あそこもうまく使った、そのお客さんが流れ込むような、あるいは会議とセットとして、何か会議のほうにケータリングするとか。だけど、そういう営業もされているんだと思いますけれども、そ

ういうことなんですよ、きつとね。

○布施文化振興課長 多分、大方そういった利用方法だと推測しておりますので。

○丸島生活文化スポーツ部長 ちょっとよろしいですか。レストラン自体としては、その収支は意外にとんとんという形で、レストランよりもむしろ宴会場のほうの収支が危険、うまくいかない。

○潮来委員 宴会ね、はい。

○丸島生活文化スポーツ部長 やはり、なかなか、その経済状態は、政府は好転すると言っていますが、文化交流プラザのほうまではまだ回ってきていないというような現状があるかと思えます。

○稲垣部会長 ここに書いてありますけど、会議の後の宴会が減ってきたということですね、規模が減ってきたと、そういうことなんですね。

○丸島生活文化スポーツ部長 ですから、その辺の営業を強化して、むしろ宴会のほうの営業を。

○稲垣部会長 強化していく。

○丸島生活文化スポーツ部長 はい、必要があると。

○潮来委員 宴会は、何か、少し増えてきたような気がしますけどね、一時と比べたら。周りが何か増えたような気がするんだけど、ただ、場所にもよるから。

○稲垣部会長 要するに、フリーで来る人は少ないんですよ、何か会議とセットじゃなきゃだめと、そこですね。公的な建物に、みんなそうですけど、来た人だけ、ついでに食べられるみたいな発想があるから、どうしてもそういうことになっちゃうんですね。本体の中身まで見るというのは、全く。

○早川委員 前のこの会議で申し上げたので、記録の中にあるかと思うんですが、あのレストランの入り口がね、明らかに上の会議に来た人、スパに来た人しか入れないような。

○潮来委員 外から入れるようにと。

○早川委員 今おっしゃったとおりですね、やっぱり積極的にレストランを広げるんなら、入り口をむしろ道路側につけるとか、何か工夫しないと、今のままですといくら営業活動をやっても非常に無理だと思いますよ。ガラッと変わりますから、入り口をつけ変えれば、と思いますね。

○金子委員 レストランの営業時間が11時から19時ということになっているのも、これ、夕食を考えたら中途半端な時間で、お昼だけの営業なら、むしろ16時ぐらいまででもう閉めてしまうほうが経費面で嵩まないのかなという気もしますし、夕食にもっと積極的に営業をかけるのであれば、19時という時間はちょっと早過ぎるのではないかと思いますね。夕方の音楽ホールなんかでのイベントの日だけ営業して19時まで、開演時間の前にちょっと食べて、中に入ってもらおうというような営業の仕方なら19時でもいいのかもしれないですが、日常的に、その夕食も含めて利用してもらうには、ちょっと営業時間を検討する必要もあるのかなというふうに思います。

○早川委員 おっしゃるとおりだと思います。それから、なるべくサービスしようというので、ご利用なさった方はわかると思いますけれども、コーヒーとか紅茶とかですね、サラダとか、とれるようになっているんですね、ご飯につけて食べるとか、お弁当を食べるとか。そうすると、もうゆっくりしちゃうんです、コーヒーはただですから、サービス



でついているんだから。だから、回転率が非常に悪くなる。本当にやっぱりレストランで儲けていこうとすれば、さっきみたいな入り口の問題とか、今言った営業時間の問題とか、その商売のやり方自体を基本的に変えていかないと無理なような気がしますね。そうしなさいというんじゃないで、そういうような意味で、専門家なんでしょうから。ご検討になったらいかがですかねと、こう思います。

○稲垣部会長　　そうですね。要するに、会議だ何だということでセットでだけ考えていると、ちょっとじり貧になるという場合もありますよね。

○早川委員　　セット、それはちょっと。

○稲垣部会長　　フリーの客を入れるというか。

○早川委員　　ええ。

○稲垣部会長　　その程度で、その他に全部2点、そういう点については非常に問題ないですね。全部2点、点数の付け方は、特に目立っているところもないし、悪いところもないしということですよ。よろしいでしょうか。

○早川委員　　ただ、マリスタジアムが収支の状況で黒字を確保しているというのは大変立派なことであって、今、出たように、そういう財務上の問題はないかなと。

○稲垣部会長　　では、今出た意見を事務局でまとめていただきましたので、読み上げてみます。「ホールを訪れた人へのアンケートを実施するなど、アンケートの仕方の工夫を図りたい。」、それから2つ目、「レストラン・宴会場の利用促進のため、引き続き営業活動を続けられたい。」、3つ目、今、この間になるかもしれませんが、「費用対効果を考えて、レストランの営業時間の検討を図りたい。」。これらの意見がありました。こういうことでよろしいでしょうかね。

(異議なし)

○稲垣部会長　　あとは、これについては、また事務局と私のほうで言葉とか修正しながらまとめたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、先ほどの財務状況を含めて、千葉市文化交流プラザの指定管理者が行った施設の管理に係る年度評価についての本部会としての意見をまとめていくということになりますが、詳細については、今私が申し上げたような内容ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○稲垣部会長　　それでは、施設所管課におかれましては、委員の皆様から示された意見を、今後の施設の管理運営に十分反映していただきたいと思います。

以上で議題1を終了します。

ここで5分間休憩をとりたいと思いますが、その前に、休憩後に行います議題2・3につきましては、「千葉市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」に定める非公開事項に該当することから、以下、非公開といたします。

それでは、5分間休憩といたします。30分に再開ということで。

(休憩)

○部会長　　それでは再開したいと思います。

○佐久間市民総務課長補佐　　それでは、ここで、事務局職員の入替えを行いましたので、ご紹介させていただきます。

千葉市路外駐車場を所管いたします地域安全課長の濱野でございます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○部会長　それでは、議題2の「募集条件、審査基準等に関する事項について」に入らせていただきます。

まず、事務局より募集関係書類の概要及び募集条件等に関する事項に係る審議の流れについて、ご説明をお願いします。どうぞ。

○山根市民総務課長　どうぞよろしくお願ひいたします。

では、募集関係書類の概要についてご説明をさせていただきます。指定管理者に応募する場合、募集関係書類といたしまして、主に募集要項、管理運営の基準及び選定基準がございます。これらの各資料の概要につきましてご説明をさせていただきます。

初めに募集要項についてでございます。募集要項は、施設の設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえまして、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものでございます。こちらは千葉市で指定管理者制度自体を所管しております業務改革推進課が、全庁的に標準的なひな形として示しているものに、各施設の特性等を加味して作成をしております。

主な点につきましてご説明をさせていただきます。事例として、資料6-1「千葉市中央コミュニティセンター指定管理者募集要項（案）」をお開き願ひしたいと思います。まず、2ページでございます。「1 指定管理者募集の趣旨」でございますけれども、こちらには本市における指定管理者制度導入の概要とともに、他の施設と一括して指定管理予定候補者を募集する場合には、その理由などについて記されております。次に3ページでございます。「3 公募の概要」ですが、こちらは管理対象施設、指定期間、業務の内容、選定の手順について定めたものでございます。4ページ、「4 管理対象施設の概要」でございます。こちらには、管理対象施設の設置目的や特徴などについて記載をしております。特に、施設の設置目的、目指すべき方向性を示す「ビジョン」、施設の社会的使命や役割を示す「ミッション」、また、指定管理者制度導入に関する市の考え方として、制度導入による市のねらい、そのねらいを達成するために指定管理者に期待する役割は何か、あわせて、施設の管理運営における成果指標及び数値目標を設定し、ここに明示しているところでございます。次に7ページをご覧ください。この「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございます。ここでは、指定管理者が行うべき必須業務及び行うことができる自主事業、また、再委託について定めております。具体的な業務の詳細につきましては、後ほどご説明します管理運営の基準で示しております。次に8ページの「6 市の施策等との関係」についてですが、公の施設の管理者である指定管理者に求める公的責任として、市の施策等について、市と同様に行うべきことを記載しております。また、今後、おおむね年に1回程度、市の施策等についての指定管理者に対する説明会、研修会を実施する予定としており、指定管理者はこれに出席するものであることもここに記載をしております。次の9ページ、「7 指定管理者の公募手続」ですが、指定管理予定候補者の募集から指定までの具体的な説明を記載しております。それが続きまして、12ページの「8 応募に関する事項」でございます。こちらには、選定結果を左右する重要事項である応募資格、失格事由、提出書類、留意事項などを定めております。続きまして、何枚かおめぐりいただいて16ページの「9 経理に関する事項」でございます。指定管理者の収入と支出に関すること、指定管理料の支払いに関するもののほか、利益の還元、余剰金の取り扱いに

ついて記載をしております。なお、市から指定管理料を支払う施設である場合には、指定管理料の基準額、いわゆる上限額でございます、をここに記載をして、応募者は、この基準額の範囲内で指定管理料を市に提示することとなります。先ほどご説明しました「8 応募に関する事項」において定められている失格事由にありますとおり、基準額を超える提案をした場合には、形式的要件審査の段階で失格となり、提案内容審査には進むことができません。また、利益の還元についてですが、指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、その利益は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものであると考えられることから、計画を大きく超える利益があった場合には、その一部を市に還元することも必要となるため、お願いをしているところでございます。続きまして、19 ページをお願いします。「10 審査選定」でございます。ここでは、選定方法や審査基準の概要について記載しております。審査基準の概要では、各審査項目及び小項目ごとの配点についても示すことといたしております。次に21 ページをご覧ください。「11 関係法規」、「12 参考資料」、「13 その他」でございます。これらにつきましてはご覧いただきたいと思っております。募集要項については以上でございます。

続きまして、管理運営の基準でございます。資料としては6-2でございます。こちらは各施設の設置管理条例において定める管理の基準及び業務の範囲、すなわち指定管理者が行うべき業務の詳細について記載をして、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示すものでございます。こちらは施設によって内容が異なることとなりますけれども、大まかに申し上げまして、対象施設の概要、指定管理者が行うべき業務、いわゆる必須の業務、自主事業を認める施設については自主事業に関すること、その他留意事項の4つが記載されております。管理運営の基準につきましては以上でございます。

続きまして選定基準でございます。こちらは、先ほどご覧いただきました募集要項に記載している審査基準について、より詳細に定めたものとなります。具体的には、候補者を選定する場合の審査の具体的な流れ、審査の方法、審査項目、採点の基準と方法、各審査項目の配点などを記載しております。委員の皆様方には、10月に開催いたします部会において、こちらの選定基準に示す採点基準を踏まえまして、応募者から提出された提案書の内容について、点数をつけていただくということとなります。

ここで、審査の流れについて簡単にご説明をいたします。資料6-5「千葉市中央コミュニティセンター指定管理予定候補者選定基準」の2ページのところをご覧ください。その「(4) 審査等の流れ」でございます。まず、3つ目の四角い枠にあります形式的要件審査でございます。こちらは、提案書を含む応募者からの提出書類を、次のページに記載されております「ア 応募資格」の各要件を満たしているか、「イ 失格要件」に該当するものではないかを確認するものでございます。その審査に通過した応募者は、第2次審査である提案内容審査に進むことができます。提案内容審査では、提案書を含む提出書類の記述内容について、この選定基準に記載されている採点基準及び採点方法に基づきまして、委員の皆様へ採点を行っていただきます。なお、一部の評価を必要としない審査項目につきましては、事務局で機械的に採点した上で、委員の皆様へご報告をいたします。こうして採点された点数は、審査項目ごとに平均点を出した後、合計して総得点を出し、総得点が最も高い提案を最優秀提案として選定をいたします。

続きまして4ページをご覧ください。「3（1）審査の方法」についてご説明を申し上げます。「ア 審査項目及び配点」をご覧ください。大きな項目の5と6を除くそれ以外の各項目におきましては、原則として5点を配点しております。なお、一部の審査項目については、市が期待する事項の必要性、重要性などを勘案しまして、例外的に配点を加点しているものもございます。その項目の詳細については、次の5ページの「イ 審査項目の配点の考え方」に記載しております。これらの項目に関しましては、各施設の特性等により異なりますので、後ほど、施設所管課よりご説明をいたします。続きまして、6ページをご覧ください。「ウ 各項目の審査・採点方法」についてです。こちらに記載されておりますとおり、委員の皆様には、一部の審査項目を除いて原則5段階評価により採点を行っていただきます。まず、「管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる」場合には、C評価の配点に0.6を掛けた得点とします。「さらに市民サービスの向上または管理経費の縮減に一定程度の効果が見込まれる」場合には、B評価の0.8を掛けた得点。「大きな効果が見込まれる」場合には、A評価として1.0を掛けた得点をつけることとなります。これらとは逆に、「管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある」と判断される場合には、D評価の0.2を掛けた得点とする。「明らかに満たない提案がなされている」場合にはE評価となり、0点となります。次に、同ページの後半「(イ) 上記原則によらない審査項目」についてご覧ください。施設ごとに違いはございますけれども、これらの項目については、ただいまご説明いたしました5段階評価によらない方法により採点を行うこととなります。選定基準につきましては以上でございます。

今までご説明をしてまいりました資料のほかに、基本協定書と、応募の際に使用する指定管理者指定申請書類の様式について、各施設分ということでそれぞれ資料を添付いたしております。なお、基本協定書につきましては、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や、管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結するものでございます。これは選定が終わった後のものでございます。具体的な内容につきましては、指定管理者として決定した後の協議を踏まえまして作成されることとなります。

続きまして、審査の流れでございますけれども、これから皆様方には、これらの募集関係書類に関して修正すべき点がないかなどについて、ご審議をいただきます。そして、いただきましたご意見を反映したものを次期指定管理者の公募に係る募集関係書類として作成しまして、それをもって公募を開始するという流れになります。

なお、公募に当たりましては、先ほどご説明した資料のうち募集要項、管理運営の基準、指定管理者指定申請書、基本協定書を公表いたします。選定基準については、選定前に公表することで、適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、選定が終了するまでは公表をいたしません。以上、概要の説明でございます。ありがとうございました。

○部会長 ただいま所管課からの説明に対しまして、募集条件や審査基準等でご質問、ご意見がございましたら。

○委員 いいですか。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 この、事前の質問をさせていただいた質問書について、話をしているんですか。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 先ほどのA4の横の資料の6番から、6、7、8、9、10、11とあるんですけど、ちょっと他の部会で話が出てきて、なるほどなと思ったりしています。

順番にいきますと、6-1の16ページに、「自主事業による収入」ということで、「管理運営の基準に示す条件のもと、指定管理者は自ら興行の企画・誘致、飲食、物販事業等の自主事業を」というふうにあって、自主事業の中にその飲食とか物販というものを、募集要項にも書いていいんだろうかと、そもそもその管理運営の基準の26ページの「自主事業」の説明というのは、そこには何も書いてないのに、こんなことまで言って、何でもありみたいな言い方はおかしいんじゃないのかという話があって、この回答のほうでは、今回、ここでは該当しないので飲食については例示しませんというふうに。ただ、物販は、水泳用具の物販があるからということで記載しておりますという、そういう議論がありました。だから、それぞれの施設で必要かどうかは、要は、そこまで言う必要があるのかどうか、当然付随して、その物販とか飲食とかというのものもあるのかもしれませんが、身障者のいろんな製作物を物販したりとか、それを否定するんじゃないけど、わざわざ書く必要があるんでしょうかという話でした。

それから、管理運営の基準の11ページから12ページのところで、「災害時の避難者の受入」ということで記載がしてあって、特に、議論になったのは、「b 災害時」ということで、「(a) 災害時の避難所関連業務」で、「千葉県災害対策本部長又は区災害対策本部長から避難所開設の指示を受けた場合は、避難所の管理運営にあたる直近要員とともに、速やかに避難所を開設すること。」「夜間等の突発的な災害等により、本部長または区本部長からの避難所開設指示以前に、避難の必要性が発生した場合、避難者を受け入れるとともに区本部長に報告すること。」ということをや要件として記載してあるんですけど、言っていることはそのとおりだと思うんですけども。でも、これをやるためには、近くにその管理者が誰かいないと、市役所の人よりも早く来なきゃいけないみたいな感じになっていて、それで開けなきゃいけないとかいう感じになるので、これだと対応できない、そういうケースもあるんじゃないかと、まず優先的に市がやるべきことがあって、その施設の管理者は、その付随するようなところでもいいんじゃないかと、こういう書き方までする必要があるのかなという議論がありました。

それから、もうちょっとめくっていただいて6-3の申請書類のところですか。その2番で、前3事業年度の計算書類ということで、これは随分改善されたということで、昔は単年度だったので、3年度ということで、とてもわかりやすくなった、審査しやすくなったということではあったんですけど、やっぱりその公的な書類の税務申告書を添付する必要があるんじゃないかと。業者によってとか、会社によっては信頼性を高めるためにそういうものが必要なんじゃないかということ、そういう議論がありました。これは前からそんな話もあったと思うんですけど、ただ、今回の回答では、そこまでは要求しないというご回答なので、それはそれで、検討した結果、そういう回答であるということであれば、それはいいのかなというふうには思います。確かに申告書まで3年分要求して、厚いファイルが来ても、誰も読めないじゃないのかという具合に、そういう議論もあるかもしれませんが。信頼性を高めるためには、そういうものも必要なんじゃないかなという話がありました。私自身も、まあそれはそうかなと思った部分もあったので、記載しました。

それから、ついでに6-5の指定管理予定候補者選定基準ですけれども、その6ページのところの「ウ 各項目の審査・採点方法」で「(ア) 原則」の表があります。A・B・C・D・Eということで、先ほどもちょっとお読みいただきましたけれども、「管理運営の基準等で設定した水準と比較し、」ということで、水準があることになっているんですけど、じゃあ、明確にその水準というのがどういうことなのか、何を比較したらいいんだろうということ、そういう議論がありました。それについては、抽象的ではありませんけど、数値化できないものもあり、というご回答なので、これに沿った形で審査していくということになるんだろうというふうに思います。理屈としてはわかるんですけど、じゃあ、実際にAなのか、Bなのか、Cなのかという概念的な、結論は多分出てくるんだと思いますけど、じゃあ、どうしてAなんだとか、どうしてBなんだって言われたときに、抽象的な回答しかできないかなって思ったので、なるほどなということで、質問としては出しました。

それから、8ページのところで、「(2) 団体の経営及び財務状況」というところで、これもA・B・C・D・Eとあって、特にAのところなんですけれども、「過去3年間の財政状態・経営成績が極めて良好であり、安定的に施設管理を行うに当たっての財務リスクは全くない。」と。「全くない」と言われてしまうと、Aをつける会社は恐らくどこにもないんじゃないかということです。いや、採点としてAは絶対につけたくないということであればこういう表現でもいいんですけど、B以下になってくるのかもしれないけど、いい会社はAでもいいということであれば、ちょっと表現としてはどうなのかなってところが、そういう議論がありました。

それから、これは12ページのところなんですけれども、「管理経費」で配点が20点あって、基礎点が12点、それから加算点が8点ということで、基礎点が、その基準額を超えない場合には12点と、超えちゃうと失格で0点と、12点か0点しかなくて、そもそもその失格になった人は対象になってないのに、合格した人だけを対象にして、いきなりその12点もあげて、まあ160点満点とか170満点といろいろあるかもしれませんが、12点もあげちゃうなんてどうなのかなという意見があつて。ただ、これは余り変えられないというはずだったのでしょうがないのかなと、そんなような議論がちょっと他の部会であつて、なるほどなと思ったので。

ただ、なかなか難しいところも、決められた項目でもあつて、変えられるところと変えられないところとがあるかもしれませんが、一応、説明と、ご報告をいたします。

○部会長 どうもありがとうございました。今のお話では、事務局のほうからの回答も踏まえていると。ですから、皆さん、他の皆様方で、これについて、私はこういう意見と補足したいとかいうのがあれば。

○委員 「災害時の避難者の受入」というのは、確かに費用とかはどうなるのかなというのはいつも思っていたんですけど、それなりの細かい打ち合わせは別にあるということですよ。費用負担とかありますよね。市民に乾パンとか何かを配るとかしたら、それは誰が持つのかとか。ああいうところへ泊まった場合ね。

○委員 それは市ですよ。基本的には。

○委員 そういう取り決めがあるわけですよ。

○山根市民総務課長 はい。

- 委員　ただ、単に今おっしゃっているのは、開けるのに夜は9時で終わって。
- 委員　そうです、夜間の場合にと書いてあって、すぐに行かなきゃいけないような感じになっているので、じゃあ、そのために常に誰かをそばに配置してないといけないのかといえば、いや、そんなことはないと思うんですけれども。ただ、そういうことを書いてあると、その採点として、あるいはその提案のときに、「そういうふうに配慮するんですか」とかという質問が出て、「え、そんなことできませんよ」と言われたときにどうするんですかねとかということですよ。
- 委員　極めて一市民的な発想ですが、その指定管理の対象というのは市の所有物ですから、指定管理業務、指定管理の対象にしなければ、災害があったときは真っ先に市民が駆け込むとか、逃げ込むとか、そういう役割を当然果たすべきものなんですよ。
- 委員　そうですね。
- 委員　それがたまたま指定管理になっているから、それはだめよというわけにはいかないと思うんです。ただ、今おっしゃったように、じゃあ24時間誰かに常駐させなきゃいけないのかということまでは、その契約内容を見てみないとわからないんですが、そこまでは期待してない。もしそういう災害の通知があって、頼むよと連絡が行ったら、可能な限り、その指定管理受託者は駆けつけて、そういう仕事をやるという、こういう常識的な考え方で私はいいいんじゃないかと思うんですけどね。で、来なかったら、ペナルティだとかそういうことではないと。
- 委員　それはそうだと思います。
- 委員　そういう理解で良ければ、このままでいいと、私は。
- 山根市民総務課長　多分そのつもりで書いていると思いますが、もちろん職員も参集する。それは当然のことで、なるべく早く開けたい、避難所として早く開設をしたいという趣旨でございます。
- 委員　たまたま市の職員の方が隣の家に住んでいれば、そこへ行くのが一番いいわけですが、そういうことも。
- 山根市民総務課長　そうですね、まあ直近のところへ行くというような仕組みも、職員が行くというような仕組みも。
- 委員　でも、鍵は、指定管理者の人のところですよ。市で持っているのですか。
- 山根市民総務課長　基本的には指定管理者ですね。
- 委員　だから、その人が来ないとやっぱり開かないんですね。だから、やっぱり近くにいないといけないって話になっちゃうんですよ。
- 山根市民総務課長　それが一番望ましいんですけど、なかなかそこまで強制するのは難しいと思います。
- 委員　応募の際に、そういう責任者がすぐ近くに住んでいるというのがあれば、それは、アピールするのは構わないわけですよ、向こうからアピールする分にはね、所長が近くにいるので、いつでも対応できますとか。そういうアピールをするのはもちろんいいと、そういうことですよ。
- 委員　それからもう一つ、確定申告書の話があったんですけども、あれ、一般的に考えれば、3期の財務諸表が出れば、もうそれで十分であって、それに従って納税しているとか、していないとかというのは要らないなと思いますけれどもね。

- 委員 納税証明ではないんですよね。
- 委員 それは。
- 委員 それと合計が合っているかと、その内訳の貸借対照表が合っているのを確かめたいと。
- 委員 あれ、納税証明って、千葉市全体の、法人税の納税証明書も出るんですか。
- 委員 あれは、滞納してない証明が。
- 委員 そうですね、滞納していない証明ですね。
- 委員 そうでなくて本物の納税証明、そういうのはなかったの。
- 委員 納税証明書、市税の完納、特別徴収の証明、法人税の未納税額がないことの証明書だから税額の話じゃないんですね。
- 委員 じゃあ、わかんないんですね。
- 委員 だから、絶対に確かかという話になるとそうじゃないと。だから、でも、本当に委員がおっしゃるように、そこまで要求する必要もないんじゃないのと、それももっともだと思います。
- 委員 ただ、これも思うんだけど、表紙の受付印についてはコピー1枚でもとりあえず欲しいねってそれは難しいんですか。
- 委員 いや、難しくはないでしょうけど。
- 委員 全部は大変でしょうけどね。
- 委員 審査する方は、ご専門の方に財務諸表とか何かを見てもらって、それで、大丈夫だよと、健全経営だよというお墨つきをもらったほうが、我々のためになるんですね。
- それから、今日、最初に議論したようなところだと、納税といたって、納税なんかはまずしませんし、それから、厳しく、さっきも言ったけど、財務諸表を本当にその領収書と突き合わせたら、恐らく合わないと思いますよ。だから、そういうところが受託する業務もあるということを考えると、やっぱりこの基準でいいような気がしますがね。
- 委員 ということで、よろしいですかね。
- 委員 細かく委託契約は見ていませんが、途中でおかしいとかなったときは解約する条項が入っていましたよね。
- 山根市民総務課長 はい。
- 委員 だから、おかしいぞと思ったら、嘘ついたというのがわかれば、もうその時点でだめよと。
- 山根市民総務課長 応募書類に偽りや不正があったときは当然失格となります。
- 委員 それと、もうひとつなんですけど、飲食の問題がありましたね。飲食の問題は、あそこ、自主事業がまさに飲食でしょう。
- 山根市民総務課長 京葉銀行文化プラザ。
- 委員 京葉銀行文化プラザ。
- 委員 レストラン部分ですね。
- 委員 さっきの飲食は、確かに募集要項、中央コミュニティセンターに関しては、確かに一般的にだったら飲食もあるでしょうけど、ここに関して飲食の余地がないんだったら、外したほうが合理的かもしれませんね。コミュニティセンターで飲食というのは考えにくいですよ。



- 山根市民総務課長 コミュニティセンター関係については、これ、除きたいと。
- 委員 そうですね。だめなんでしょうか。
- 山根市民総務課長 だめということではないのですけれども。
- 委員 いらっしゃる方は、この建物、何か上にあったけど、レストランなくなっちゃったでしょう、今。
- 山根市民総務課長 中央コミュニティセンター。そうですね。
- 委員 だから、どこで何を食べるかといっても、地下の飲食街はもうコウモリが飛ぶような状況になっちゃっていますからね。
- 委員 他のコミュニティセンターだったら、何とか祭りなんかで、餅つき大会とか何かがあったりすると、それは飲食に入るのかもしれないと思って聞いていたんですけど、ここはあんまりそういうことをやらないんですよね。この中央はね。
- 山根市民総務課長 実例としてはないですね。
- 委員 いや、私は断固として入れなきゃだめよということではなしに、取ったって一向に構わないと思いますけど。
- 山根市民総務課長 もちろん禁止する趣旨ではないのですけれども、募集関係図書に積極的に書くというのはちょっと。
- 委員 ただ、おにぎりを持ってきて、プールの脇で食べていることも、場合によってはあるかもわからないですね。
- スポーツ用品は売っているんですよ。
- 山根市民総務課長 そうですね、水泳関係の。
- 委員 水準というのは、これは、水準は、表現を変えた場合は。ある程度でやってもらうしかないですよ。切りがないです。
- 委員 これももう割り切りですから、別にこうしなきゃいけないとかいうことじゃないと思うんで、それはいいと思います。ただ、リスクが「全くない」とかという表現は、ちょっとやっぱりAは付けられないですよ、なかなか。こういう表現になっちゃうと。
- 委員 リスクの少ない、順番に見て一番少ないという。
- 委員 だから、ちょっとこのままの表現で行かれるなら、Bから下になっちゃうと思うし、あるいは、表現を変えるということであれば、もうちょっとやわらかい、「ほとんどない」とか。
- 委員 東芝みたいな、粉飾みたいなのがありますから。でも、粉飾だからといって、いきなり事業体がなくなるわけじゃない。
- 委員 まあ、そうなんですけど、でも、何が起きるかわからないから、全くないと言われちゃうと。全くない会社はないですからね。
- 山根市民総務課長 そうですね。ここの回答にもありますとおり、将来にわたって全くないというのはあり得ないので、一応の考え方で、3年間の、過去の分で考えてというところで。
- 委員 東芝とかオリンパスみたいなことがあったとしても、じゃあ、その事業体がすぐ明るくなる日になるかという、ただ、株価が下がるだけであって、やっているものはやめないんですよ。
- 委員 現在の受託先でも、共同企業体の中には、相当の含み資産を持っている会社も

ありますし。恐らくああいうのは、まあ大丈夫だよと、絶対大丈夫だよと、こういう範疇に入るのかもわからない。そういう理解でいいのかなと思います。A、B、Cをつけて、Aはないのかというのも、そこまで厳しく考えなくていいんじゃないですか。

○委員 多分この委員会の中で決めていく話で、やっぱり厳し目の人がいるところは、いや、これは絶対にだめよと言う人もいらっしゃるから、それはそこで考えればいい話なのかなと、個人的には思っていますけども。

○委員 ご専門の立場からすれば、絶対はないというのは、それはあり得ないですけどね。

○委員 できれば、「全くない」よりかは、「最も少ない」とか、そんな程度だったら入れるべきと。

○委員 そうですね。

○委員 全くって言ったら心配になっちゃいますよね。

○委員 これ、Cは「指定期間中」という言葉が入っていて、A、Bは指定期間中にかかわらず、将来にわたってというニュアンスが含まれているということですか。

○委員 瑕疵担保責任みたいなものがあるんでしょう、契約上は。3年の契約期間中は表に出なかったけど、契約期間が切れて、他に変わったら、その3年の指定管理受託中に何か不祥事があったとか、隠してあったとか、そういうことも当然翻って損害賠償請求できるわけでしょう。

○山根市民総務課長 そうです。

○委員 そうだと考えれば、ある程度存続しているということも考えないといけない。

○山根市民総務課長 基本的には、指定期間中以後について、余り評価する必要はそもそももないので、ここでCだと支障となるようなのはないけども、A、Bは「安定的」に管理を行うというところですかね。あとは、「良好」か「極めて良好」か、普通の成績か、そういったちょっとずつ違う表現で点数をつける。そういうことでお考えをいただくとありがたい。

○委員 5段階のAを無くすわけにいかないわけだから、何か差をつけなきゃいけない。

○委員 表現を変えるとということですよ。

○委員 いや、それでもこの部会の中で、この会社はAでいいんじゃないのと言え、それでAになっちゃうんじゃないですかね。表現を変えなくても別に問題ないんじゃないですか。

○委員 全くかどうかは別に、これはAにしましょうという、その時にそれでやればいいということですね。

○委員 それでもいいと思いますけども、結構強く言っている方もいらっしゃったので。

○委員 他の部会でね。その基礎点の、点の付け方については、あちこちでいろんな意見がありますよね。これは何点、何点というのは。

でも、こんな程度ですかね。皆さん、委員のほかに、自分もこういうことを実は気になっているというのがあったら。

稼働率とか、いろんなのが出ているじゃないですか。あれはどういう形で大体出しているんですか。

○山根市民総務課長 稼働率ですか。

○委員 ええ。期待している稼働率がさっき出ましたよね。

○山根市民総務課長 これは、これまでの実績を基に、急に伸ばすというのは相当難しいということなので、ほんの若干だけ上乘せするといいますか、それで切りのいい数字ということで設定をしたものであります。

○委員 利用料金制度とか、いろいろと兼ね合いもあって、指定管理料にも全部に絡んでくるわけですよね。指定管理料の額を決めるのと、稼働率をどのぐらいに設定するかによって、その利用料金収入もこれだけ増えるだろうとか、そんな感じですよね。

○山根市民総務課長 そうです。それを基にこの基準額というのを計算していくところでありまして。

○委員 確認なんですけれども、稼働率って非常にわかりにくいものと思ってるんですが、多分ずっと前に、私、質問したとき、部屋1つの賃貸料というのは決まっているから、10人入ろうが、100人入ろうが、稼働率という、その部屋の本当の稼働で計算すればいいんだという、こういう説明だったような気がするんです。それでいいわけですね。

○山根市民総務課長 はい、そうです。部屋ごとの使用コマ数、一日のコマ数が決まっている。それで何コマ埋まっているか。

○委員 1人入ろうが、100人入ろうが、稼働率としては同じだと、そういう理解でいいわけですね。

○山根市民総務課長 そうです。

○委員 簡単にいうと、利用率や利用料金、利用者数を大きく見ると、指定管理料そのものを減らせるわけですね、わかりやすくいうと。それが違ってくると、受託したほうが大変、赤字になりやすいという、そういう問題。それは頑張ればいいでしょうということになるんですけれども。

○山根市民総務課長 そうですね。

○委員 だから、人口動態とか何かで頑張りが切れないところもありますよね。そういう見通し含め、総合的に決めたということでしょうか。

○山根市民総務課長 はい。そうですね。人口動態、そこまで指定管理者さん、提案側が考えてやるかということは、なかなかそこまで、この提案の段階で考慮に入れられるかとなると、ちょっとなかなか難しいところはあると思います。また、5年程度ですので、そこまで大きくは変わらないのではないかというふうには考えています。

○委員 少しぐらいで、大した差はない。金額的にも大した変わりはないということですか、ちょっと狂ってもね。

○山根市民総務課長 はい。

○部会長 他には。

○委員 ついでの質問でいいですか。

○部会長 どうぞ。

○委員 指定期間5年というのは何か根拠があるのでしょうか。いや、違うんですよ。私が受けている他の仕事の、国の受託は1年なんです。だから、予算の兼ね合いで行くと、中味がころころ変わるんです。

○原市民自治推進部長 特に年限に根拠はないと思うんですけども。

○委員 ないんですか。

○原市民自治推進部長　　余り長いのもいかなものかというところと、あとは短いと雇用の問題とかいろいろ出てきますので、千葉市としては、大体標準的に5年、短いと3年とか。3年に短くする場合は、何か理屈が、またちょっと議会のほうにご説明するときに必要なでして、例えばもう少しこの施設のあり方を検討したいので延長したいとか、初めてなのでまずは3年でやってみたいとか、そういうような理屈をつけて3年というのとか。あとは、長くしたというのはあんまりなかったと思うんですけど、最初にスケート場をやったときに、ちょっと7年ぐらいになりましたけど、やっぱりだんだん5年に落ちついてきているというような現状です。ちょうどそのくらいが、やっぱり雇用の関係ですとか、安定的なところではよろしいんじゃないかなという感じはしています。

○委員　　1年だと、1年経ったら、受託の金額でやってくれる人たちを雇ったりと、こういうことを毎年やらなきゃいけない。5年というのは非常にいいですね。

○委員　　ついでお聞きしたいのは、雇用の継続という問題がありますよね、変わったときに。それは、現場の人を継続して使ってくださいという意味なんですか。

○原市民自治推進部長　　それもいろいろ考え方がございまして、結構やっぱりどうしても現場は、社員の方よりもアルバイトの方が多と思いますし、そういった方を継続して雇用できるという提案もしていただくところもありますけれども、その辺はちょっといろいろ、ケース・バイ・ケースになってしまうところがございます。

○委員　　現場の人はなるべく入れ替わらないほうが、来た客のほうも、何となく顔も知っていてやりやすいですね。

○原市民自治推進部長　　指定管理者の本体自体が変わっても、そういうようなご提案をしたり、こちらからもちょっと働きかけて、やっぱり全く新しく取ったところも、ノウハウとかが全部あるわけではないので。そういうやっぱり顔なじみの方が必要だということで、逆に雇用したいというようなお話もある場合もございますし、それはちょっとケース・バイ・ケースになってしまうので。

○委員　　文書の引き継ぎだけではどうにもならない、人間的な引き継ぎがありますから、そうすると、「2、3か月前にちょっと頼んであったのは、あれはどうなった」と聞きたいというときに、みんな変わっちゃいましたという、わけがわからないですね、客から見ればね。

○委員　　委員の専門だと思いますが、労働契約法との兼ね合いがありますよね。有期契約を続けて行って5年を過ぎちゃうと、期限の定めのない雇用とみなされちゃうという。だから、これはやっぱりそういう問題も出てくるかもわからないですね。パートでやっても、続けて指定管理になって6年目に入ると、もうずっと継続して雇用したとみなされちゃうという問題がある。その措置なんかもやっぱり難しくなってきますね。

○委員　　雇いどめとか、1年間の継続だと、それが積み重ねて5年間ですよ。そうすると、そのときに正規雇用にするかどうかという話になりますよね。ただ、今の契約だと、そこで1年間にならないような、例えばひと月とか、2週間とか、雇いどめの期間をつくるので、そこはいろいろと工夫をされているんだとは思いますが。

それと、もう一つ言うと、もともとになっているこのPPPの、パブリックプライベートパートナーシップの考え方って、イギリスがスタートなんですよ。イギリスのその強制競争入札制度の場合だと、雇用の確保ということが条件としてあるんですよ。だから、

例えば公的な団体が違うところに行ったとしても、継続した雇用をするというのが、いわゆる労働者保護の関係であるんだけど、これ、日本の指定管理者制度では実はないんですよ。そこが問題で、先ほど委員がおっしゃったように、継続した雇用で、いい意味はもちろんあるんだけど、逆に言うと、それに慣れて、余り適当でないような労働者の方が引き続き勤務するということも、要はデメリットとしてあるわけですよ。だから、それが新たな雇用主体になったときに、契約主体になったときに、そこを変えられるってメリットも逆にあるわけなんです。

○委員　　かもわからないですね。

○委員　　そこは、だから、バランスの問題だと思うし、その事業体のほうでお考えになることだと思うんですね。

○委員　　当然考えると思いますけどね。

○委員　　それとこの関連で、要するに、経験があると有利なのは、おっしゃっているように、継続しているほうが、ノウハウがあっていいですよ。そうすると、ずっと同じになってしまうじゃないかという、そういう問題があるから、このどこか点数で、継続、経験があるのは5点とか何かついていると思うんですけど、そうすると、経験ない人は新規参入しにくいんじゃないかという、そういう問題があるように思うんですけど、それはどう考えているんですか。

○原市民自治推進部長　　ちょっと難しいですね。この制度が始まったときにもその辺の議論は結構出てきてまして、制度が始まる時だから、全部押しなべて経験はないというような考え方もあったんですけども、そうはいっても、そういった民間施設と似たようなスポーツ施設であるとか、そういうのをやって、ノウハウを持っているところと、全くノウハウがないところが参入してきた場合、やっぱり競争力はどうかという話はあったんですけども、ちょっとその辺はなかなか整理できないままスタートしてしまったという状況で、今もそういう感じにはなっていますけれども。

○委員　　難しいですね。1回目は何とかあったんでしょうけど、今度、5年、じゃあ、経験を積んで、どんどんもう20年も同じところばかりやっていると、市民から見て、何のために審査しているのかと。

○原市民自治推進部長　　そうですね。今回は、大体長いところで、今回で3回目を多分選ぶことになると思うんですけども、2回連続は結構あるんじゃないかと。だから、その辺がちょっとこれから考えていかなきゃならない。

○委員　　そういうところは難しいですよ。

○原市民自治推進部長　　わかります。確かにやっているところで無難に、且つ結構よくやってくれていると、そこが、評価が高いというのは、この審査の基準的にも、どうしてもそういうふうに出てしまう傾向はあると思うんですね。

○委員　　それは経験があるところのほうがいいに決まっているんですけど、それで行ったら、みんな、政治家も選挙で落ちる必要もないし、役所の人でも転勤する必要はないし。同じところで20年やったほうが良いに決まっていますよ。でも、役人だって、やっぱり転勤して変わっていくじゃないですか。ちょっとくらい不都合があってもしょうがないと、入れ替えないとしょうがないと。これは社会の基本ですよ。むしろ、継続しているほうは減点要因にしていけないと、という。継続しているところは5点減らすとか、そのぐら

いにしないと、新規参入できないんじゃないかなという。個別に見るより、全体として見たら、長期的にこれを20年やっただと、いつまでたっても同じだったとなると、審査会で何をやっているのかという批判ができてくると思うんですけどね。

○委員　ただ、配点については1項目だけですよね。「審査項目及び配点」というのを見ると、同種の施設の管理実績があるかないかという項目だけです、その実績があるかという。結局、新規参入のためには、もちろん管理運営能力があることをアピールしないといけないんですが、その施設の効用を最大限発揮するものであることという、そのあたりで画期的な提案をしてもらって、アピールをしてもらって、新規参入できるかどうか、こっちのほうの配点で言うと、4番目の項目が55点というところを踏まえると、経験だけで無難な提案をしてくるよりも、実現可能性のあるより良い提案に対して、そのウエイトが大きくなっているという考え方もできるので、そういう点では、経験があるから継続してという、そういう見方に偏ることは余りないのかなという気もしますけども。

○委員　結果的ですよ。市民から見て、結果を見たら、何年もずっと同じところがやっているのをどう思っているかと。

○委員　当然やっぱり経験があるのに企画内容が平凡なものだったら、印象としては下がる可能性もありますよね。実績がないのにいい提案があると。

○委員　要するに、同じ提案だったら、経験のあるほうを減点的に見なきゃいけないんじゃないかと、簡単に言うと、そういう問題ですね。

○委員　そういう印象が多分評価者にも出てくる可能性はあるので、やっぱり新しく、サムシング・ニューなところが何か提案されているかというのを自然に見ていくことになるでしょうから、その中で差し引きすると、そんなに継続して応募してくる人に有利になるとは限らないんじゃないかなという気もしますけども。

○委員　ややこしい提案をして申し訳ないです。

○委員　いや、重要ですよ、その視点。

○部会長　こんな程度でよろしいでしょうか。それでは、いただきました提案をまとめさせていただきます。

それでは、中央コミュニティセンターについて、施設所管課からのご説明をお願いします。

○山根市民総務課長　それでは、千葉市中央コミュニティセンターに係る募集関係書類について、ご説明をいたします。

各書類の概要につきましては、今、冒頭でご説明をさせていただいておりますので、この、当該施設の特性を踏まえまして、次期指定管理予定候補者の選定に当たり、特にご留意いただきたい部分を中心にご説明をさせていただきます。

それでは、先ほどと同様に、資料6-1「募集要項」でございます。その4ページをご覧ください。その「4 管理対象施設の概要」でございます。まず、コミュニティセンターの設置目的についてですが、コミュニティセンターは、設置管理条例上、「市民のコミュニティ活動のための施設」と位置づけられております。この設置目的を踏まえまして、当施設の目的、目指すべき方向性を示したビジョンは、「コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進すること。」といたしました。このビジョンを実現するため、「コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的

に供給すること。」、「地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施すること。」、「コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となること。」の3つをミッションとして設定をいたしました。

以上の設置目的、ビジョン、ミッションを踏まえまして、当施設では、次の「(2) 特徴」にあります、「ア コミュニティ活動の場と機会の提供」及び「イ 情報発信、相談機能」にそれぞれ記載されている考えに基づいた運営を行っているところでございます。

続きまして「(3) 施設の概要」です。5 ページに記載のとおりでございます。中央コミュニティセンターと、右側のページの松波分室と、2つの建物があるところでございます。

次に、6 ページの下段、「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」についてですが、本施設では、制度導入によりまして、市民サービスの向上を図り、さらに多くの市民に利用していただくという効果を見込んでおります。したがって、千葉市といたしましては、指定管理者が民間事業者としてのノウハウを活用した質の高いサービスを提供するとともに、魅力的な事業の企画や効果的な広報活動を実施することなどにより、施設の利用が促進されることを期待しております。その達成度を測定するため、諸室は「施設稼働率」、スポーツ施設については「施設利用者数」を成果指標といたしまして、諸室の施設稼働率は、中央コミュニティセンターは39%以上、松波分室は35%以上、スポーツ施設利用者数は13万4,000人以上の達成を指定管理者が達成すべき目標として設定をいたしました。

次に、1枚めくっていただいて、7ページの「5 指定管理者が行う業務の範囲」については、ご覧のとおりでございます。詳細につきましては、管理運営の基準に記載しているところでございます。この業務の範囲が15ページまで。

15ページまで飛ばしていただきまして、16ページ、経理に関する事項でございます。「9 経理に関する事項」の「(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの」にございます。「指定管理料の基準額について」をご覧ください。当施設の管理に係る指定期間全体の指定管理料の基準額、上限は5年間の総額で1億6,522万1千円といたしております。この額を超える額を提案した応募者につきましては失格となるものでございます。

次に、20ページをご覧ください。こちらに次期指定管理予定候補者の選定を行うに当たっての審査基準として、指定の基準・審査項目及び配点について記載をしております。この詳細につきましては、選定基準においてご説明をさせていただきます。募集要項については、以上でございます。

続きまして、資料6-2「管理運営の基準」についてご説明をいたします。管理運営の基準については、全体で28ページでございます。量が多く、時間も限られていることから、大きな項目ごとに主な内容を説明させていただきます。

まず、1枚めくって、2ページでございます。「1 総則」についてですが、ここでは、主に指定管理者が当施設の管理運営を行うに当たって、遵守すべき基本的事項や、理解しておくべき事項が定められております。

次に、同じページにあります大項目の「2 施設運営に関する業務の基準」についてですが、本項目は、「(1) 施設貸出業務」、「(2) プール運営業務」、「(3) 市からの事業実施受託業務」、「(4) その他の業務」から構成されております。

3 ページに参りまして、「(1) 施設貸出業務」ですが、ここでは諸室やスポーツ施設などの貸出業務について、職員の配置、予約受付方法などに関する基準を記載しております。これらが8 ページの上段まで続きます。8 ページに参りまして、「(2) プール運営業務」ですが、ここでは、プールの運営について、安全管理や衛生管理などに関する基準を記載しております。1 枚めくっていただきまして、「(3) 市からの事業実施受託業務」ですが、ここでは、コミュニティまつりや、こどもの日などにおけるスポーツ施設の無料開放など、千葉市の施策の一環として、指定管理者に実施を義務付ける業務について、その実施方法などを記載しております。次に、10 ページの「(4) その他の業務」ですが、ここでは、主に広報などに係る利用促進の方策や、災害時における対応などを記載しております。この「その他の業務」が12 ページまで続きます。

13 ページに参りますと、大項目の「3 施設維持管理に関する業務の基準」でございます。ここでは、主に建築物や設備などについて、施設の保全、良好な利用環境の維持などの観点から、実施する必要がある清掃、点検、警備などの施設維持管理業務についての基準を記載しております。こちらの維持管理業務が、プールなども含めまして、20 ページの中段まで続きます。

20 ページに参りますと、大項目の「4 経営管理業務に関する基準」ですが、ここでは、事業計画書や事業報告書の作成のほか、利用者アンケートの実施や、地域住民などからの意見の収集について記載をしております。こちらは25 ページの上段まで続きます。

次に、25 ページに参りまして、大項目の「5 その他」ですが、ここでは人員配置などの管理に対しての整備、文書の保存年月、指定管理者において加入すべき保険や賠償責任の考え方について、記載をいたしております。

26 ページに参りまして、「6 自主事業」ですが、ここでは自主事業を実施するに当たっての基準を記載いたしております。

最後に、その同じページにあります大項目の「7 留意事項」では、施設の運営や管理に当たって留意すべき事項、市が実施するモニタリングなどについて、記載をいたしております。以上が、管理運営の基準でございます。

次に、資料6-5「選定基準」についてご説明をさせていただきます。資料6-5の4 ページをお願いいたします。4 ページの表の部分、「3 提案内容審査」についてでございます。これらの配点が、先ほど、原則5点というお話をしまして、これは当施設の指定管理者選定における指定の基準・審査項目は基本5点ですが、10点というふうにつけて、加点をしている項目がございます。ここでは重要な審査項目と位置付けまして、加点しているものについてご説明をいたします。1 枚めくっていただいて、5 ページをご覧ください。「イ 審査項目の配点の考え方」でございます。初めに、「1 (1) 管理運営の基本的な考え方」ですが、これは本施設の運営に当たっては、単に施設の貸出しを行えばいいというものではなく、先ほど申し上げた設置目的、ビジョン、ミッションを踏まえた管理運営を行うことが重要であると判断いたしまして、10点としております。次に、「4 (4) 施設の利用促進の方策」については、本施設の利用が促進されることで、コミュニティ活動が活性されるという効果を期待いたしまして、10点といたしました。なお、本項目につきましては、前回の部会で委員の皆様よりご意見をいただいた中央コミュニティセンターと松波分室の施設間の連携という要素を踏まえた提案をするよう、提案様式にお



いて指定をしているところでございます。次に、「4（7）成果指標の数値目標達成の考え方」ですが、先ほど申し上げたとおり、本施設では「施設稼働率」と「施設利用者数」を成果目標としており、これらの指標について、目標を達成することがコミュニティ活動の促進につながるものと考え、10点といたしました。次に、「4（8）自主事業の効果的な実施」につきましては、創意工夫のある自主事業の実施により、コミュニティ活動が促進されるという効果を期待いたしまして、10点といたしました。次に、「5（1）収入支出見積りの妥当性」については、適正な収入・支出の計画は安定的な管理運営に不可欠であると判断し、10点といたしました。最後に、「5（2）管理経費（指定管理料）」につきましては、指定管理者制度の目的の一つである管理経費の縮減の実現性を判断することに加えまして、その一方で、過度なコスト削減により市民サービスの低下につながるおそれがないかを判断することが重要であると考え、20点といたしました。

以上が、「千葉市中央コミュニティセンター」に係る募集関係書類の内容でございます。以上でございます。

○部長 これについての質問、先ほどから、実はこの前にもう質問が先に進んでしまったので、これについては、もうさっきと同じ意見ということでよろしいでしょうか。新しくお聞きして、追加したいことはよろしいですか。先ほどのご意見は、これに対する質問という関係ということで、まとめさせていただきたいと思っております。

それでは、千葉市中央コミュニティセンターの募集条件、審査基準等に関して委員の皆様からいただいたご意見につきまして、十分、反映させていただきたいと思っております。

審査の内容について、今のを何かまとめていただいたらいいんじゃないですかね。じゃあ、先ほどのところ、事務局のほうとで調整するというところで、よろしくお願ひします。

それでは、次に、千葉市路外駐車場について、施設所管課より説明をお願いします。

○濱野地域安全課長 地域安全課の濱野でございます。それでは、千葉市路外駐車場に關します募集関係資料につきましてご説明いたします。各書類の概要につきましては、先ほど冒頭でご説明をさせていただいておりますので、当路外駐車場の特性を踏まえて、設定した部分を中心にご説明をさせていただきます。

それでは、初めに、資料7-1「募集要項」、こちらの4ページをご覧ください。「4管理対象施設の概要」でございます。まず、路外駐車場の設置目的についてですが、駐車場法によりまして、「国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。」としており、千葉市路外駐車場条例におきましては、駐車場法に規定する路外駐車場を設置するとしております。本施設は、市民ニーズに対応した良質な駐車場を提供するとともに、公共駐車場として、円滑な道路交通の確保と都市機能の強化を図ることをビジョンとしております。また、このビジョンを実現するために、違法駐車防止、都心部の駐車場整備地区における駐車場の整備施策を推進し、円滑な道路交通の確保と都市機能の強化を果たすことがミッションとして記載されております。

このような設置目的等を受けまして、次の項目にございますように、当施設の特徴といたしましては、立体駐車場としての形態で、良質かつ安価な駐車場の提供をコンセプトに、定期駐車場及び一般駐車場、二輪自動車等駐車場の貸出業務を行っております。施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

なお、現在、平成28年3月31日までの指定管理といたしまして、栄町立体駐車場と中央立体駐車場の2施設の管理を対象としておりますが、昨年度、路外駐車場のあり方を検討した結果、中央立体駐車場につきましては、現指定管理期間が終了する平成28年3月31日をもちまして、駐車場としての営業を廃止し、平成28年4月1日からの5年間につきましては、栄町立体駐車場のみを指定管理の対象といたします。

次に、5ページの「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございますが、本施設では、制度導入により、駐車場管理業務等を行う民間事業者の有するノウハウを活用することで、市民サービスの向上、利用者の増加や管理経費縮減などによる利益還元の効果を見込んでおります。また、この制度導入効果を達成するため、指定管理者には公共駐車場としての役割を理解しつつ、利用者の増加を促す各種提案、本施設の適切な管理運営及び管理経費縮減策の実施などを期待いたします。したがって、具体的な成果指標といたしましては「利用者数」を掲げまして、数値目標は過去の実績等を勘案いたしまして、指定期間最終年度におきまして、普通自動車等では5万台以上、二輪自動車等につきまして2千台といたしました。

次に、「5 指定管理者が行う業務の範囲」につきましては、記載のとおりでございます。詳細につきましては、管理運営を基準に記載してございます。

なお、本施設は独立採算施設としておりますので、指定管理料は無しとしております。

続きまして、14ページ中段、「9 経理に関する事項」の(1)の「ア 利用料金収入」をご覧ください。前回の募集時と同様に、条例の範囲内におきまして、市長の承認を得て、指定管理者が利用料金を設定することとしておりますが、現行の「昼間の時間帯と泊り料金を含む夜間の時間帯での最大料金」の設定を廃止いたしまして、時刻に関わらず、「入庫からの時間による最大料金」が設定できるよう、条例改正をいたしてございます。これによりまして、周辺駐車場等の相場に応じた柔軟な料金設定が提案されることを期待しております。

続きまして、17ページをご覧ください。次期指定管理予定候補者の選定にあたりまして、審査基準といたしまして、審査項目及び配点について記載してございます。これらの詳細につきましては、選定基準におきましてご説明をいたします。募集要項につきましては、以上でございます。

続きまして、資料7-2「管理運営の基準」について、当該施設の特徴的なものをご説明いたします。

本施設の特徴的なものとしていたしましては、2ページが一番下でございます。「(2) 施設維持管理業務」のオの項目をご覧ください。本施設は、基本的に24時間の入出庫が可能となっておりますことから、指定管理者が駐車料金計算装置を設置及び保守管理し、利用者状況や利用料金等を管理するとともに、24時間利用できる体制を構築する必要がございます。

次のその下の項目、カをご覧ください。本施設は、供用時間が24時間となっておりますが、夜間等の利用台数が少ない時間帯につきましては、係員不在で運用しております。そのため、防犯対策といたしまして、防犯カメラの設置を必須としておりまして、十分な防犯対策を実施することとしております。

続きまして、4ページが一番上段、「ウ 利益の還元」についてでございます。次期指

定管理では、過去4年間におきまして収支が黒字経営となっております栄町立体駐車場のみの管理となりますことから、市への利益の還元が期待できるところです。還元額につきましては、事業総収入の10%以上の余剰金が発生した場合、10%を超える部分の2分の1を市に納入していただくこととなります。また、これを上回る還元ができる場合は、提案事項として提案いただきます。なお、この方法によりまして、平成26年度及び25年度の収支により、還元額を試算した場合、平成26年度で約228万円、平成25年度では141万円が市に還元されるという試算が出ております。管理運営の基準につきましては、以上でございます。

次に、資料7-5「選定基準」についてご説明いたします。4ページをご覧ください。「3 提案内容審査」についてでございます。このうち、当施設の指定管理者選定における各審査項目及び配点は、ご覧のとおりとなっております。指定の基準、大項目の5、6以外は、原則として5点を配点しております。

また、大項目5の「(1) 収入・支出の見積りの妥当性」につきましては、本施設の管理を独立採算としておりますことから、指定管理料は無しとしておりますので、実績に基づく妥当な収支計画が重要であると考えまして、配点を10点といたしております。

路外駐車場に係る募集関係に関する説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。この説明に対していただくとご質問は簡単にして、内容についての質問ですかね。質問ございますか。

○委員 結局、割合に単純なんですよ、駐車場。

○委員 中央のほうが、今度、対象から外れていますから、非常に良い。すっきりして、7、800万利益出てきていましたね、こっちはね。だから、非常に順調に行くんじゃないでしょうかね。

○委員 利益が割合に出ているので、だから、結局、委託料というか、市が出す金額との兼ね合いで決まっちゃう。

○濱野地域安全課長 委託料は出しておりません。

○委員 それで片方の赤字を埋めていたんですよ。

○濱野地域安全課長 そうです。

○委員 還元されるだけですよね。

○委員 24時間で、でも、人が夜はいないということなのですよ、機械警備ということで。

○濱野地域安全課長 はい、おりません。

○委員 街の駐車場施設では24時間ないと困るという、そういう意味で要求しているわけなんですか。24時間出し入れできないと困るじゃないかという市の政策があるわけですか。民間なんかは、もう夜いないというのはありますよね。出し入れできないというのは。

○濱野地域安全課長 民間はたくさんございますよね。夜はもう出し入れできないというのは。

○委員 はい。何時を過ぎたらだめですというのは。

○濱野地域安全課長 中央立体駐車場につきましては、そういう形態だったんですけども、今度は栄町だけになりますので、今、機械式でこういう24時間出入りが自由になっ

ておりますので。

○委員　　そういうことでいいじゃないかということですね。

○濱野地域安全課長　　はい。

○委員　　その分、利便性は高まりますよね。夜11時になっても車を出しに行ける。

○部会長　　特にご質問とかはないですか。

(なし)

○部会長　　特にご質問、意見はなかったということで。それでは、意見はこれで終わりにしまして、一旦休憩を5分間したいと思います。

(休憩)

○部会長　　では、再開いたします。

○佐久間市民総務課長補佐　　それでは、休憩を挟みまして、事務局職員の入替えを行いましたので、改めてご紹介させていただきます。

千葉市若葉区千城台コミュニティセンターを所管いたします、若葉区地域振興課地域づくり支援室長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長　　それでは、千葉市文化ホール等について、施設所管課から説明をお願いします。

○布施文化振興課長　　文化振興課の布施でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料8-1をお願いいたします。「千葉市文化ホール等指定管理者募集要項」でございます。こちらにつきましては、各書類の概要につきましては、既に説明済みだと思いますので、施設の特徴を踏まえての部分を中心に説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、お手元のほうにお配りをしております「平成27年第2回千葉市定例会議決事項報告」をご覧くださいませでしょうか。これまで、文化施設につきましては、市民会館、文化センター、若葉文化ホール、美浜文化ホール、千城台コミュニティセンターの5施設を一括して募集をしていたところでございます。そういった中で、先に行われました議会におきまして、市民会館、文化センターを非公募により指定管理者を募集するということが議案を上程いたしまして、可決されましたものを簡単にまとめたものでございます。まず「議案第91号 千葉市民会館設置管理条例の一部改正について」、「1 改正の内容」です。「市民会館の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を公募によらず、指定管理者として指定するものである。」と。「2 非公募の理由」でございます。「市民会館は、著しい老朽化による突発的な修繕等に柔軟に対応しながら、市民の文化芸術鑑賞の中心的役割を担う施設としての機能を維持する必要がある。」、「昭和48年の開館時から市民会館を管理運営しております文化振興財団は当該対応が可能である」ということから、非公募により指定管理者を指定するというものの条例でございます。

続きまして、文化施設ではないのですが、あわせまして、「議案第92号 千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例の一部改正について」でございます。こちら内容といたしましては、市民ギャラリー・いなげの管理を公募によらず、指定管理者を指定するという趣旨でございます。「2 非公募の理由」でございます。市民ギャラリー・いなげの管理運営に当たりましては、展覧会の企画、講習会の実施など、専門性を要するということが一つ。もう一つが、隣接してございます神谷伝兵衛の別荘、文化財であるという

ことから、管理に係る経験等が要求されるということをごさいますて、現在、指定管理者であります教育振興財団はこのような要求を満たすということから、非公募によりまして指定するものというのが、こちらの議案第92号でございます。

続きまして、「議案第93号 千葉市文化センター設置管理条例の一部改正について」でございます。改正の趣旨につきましては、市民会館と同じでございます。裏面をお願いいたします。非公募の理由でございます。こちらは3点でございます。まず1点目でございますが、「(1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)の施行」でございます。劇場法の理念を達成するためには、市の文化振興の中心的な役割を担う拠点施設が必要であります。また、それに沿った施策を講ずるに当たりましては、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要があるというのが1点目でございます。2点目が、「(2) 市の文化振興の拠点施設のあり方」です。文化センターは、市民の文化活動への支援の拠点としており、多様な設備と各種団体、こちら、諸室でございますが、文化センターの中にありますセミナー室であったり、和室であったりというような部分、それから、同じビルの中に国際交流協会あるいは観光協会というような他団体が入っているというような立地性でございます。このような各種団体と継続的な連携を可能にするという立地的な条件を有していることから、市の文化施策の拠点施設として最適であると。それから、3点目でございますが、「長期継続的な文化施策の推進」といたしまして、文化センターを市の文化振興の拠点施設として運営していくためには、長期継続的に市と一体となり、文化施策を推進する役割を指定管理者が担う必要がある。文化振興財団はこうした要件を満たしていると。このような3点を踏まえまして、非公募により、文化振興財団を指定するというような議案でございます。

その下、今後の予定でございますが、10月にこちらの評価委員会部会で見いただきまして、11月の第4回市議会定例会に指定議案を提出し、翌年4月に管理運営を開始するというような状況でございます。

このようなことから、文化施設のうち、市民会館、文化センター、それから、市民ギャラリー・いなげにつきまして、先の議会におきまして、非公募により指定ということで議決をされたものでございます。

したがって、今回、ご審議いただきますものにつきましては、残りの施設であります若葉文化ホール、それから美浜文化ホールと、あと合築でございます千城台コミュニティセンターの3施設を募集するということの募集要項でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料8-1をめくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。資料8-1の1ページ、「指定管理者募集の趣旨」でございます。まず、抜粋して読ませていただきますと、千葉市若葉文化ホール、千葉市美浜文化ホール及び千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの管理について指定管理者制度を導入しますという趣旨でございます。中段の部分でございます。「今回、募集に当たっては各施設の地域性や特性を生かしながら、効率的で円滑な管理運営と有機的な連携による自主事業の展開などを期待するもの」と。「魅力ある文化施設の存在は本市の文化芸術の振興・発展に大いに資するものである。」。また、「若葉文化ホールは千葉市若葉区千城台コミュニティセンターとの併設なので、施設全体を一体的に管理することにより、市民サービス及び管理コスト縮

減の費用対効果が望めることから、同コミュニティセンターについても併せて募集することとしました。各施設の特徴を生かし、連携を取ることで、よりいっそうの利用率向上を目指した提案を期待するものです。」ということで、趣旨を書かせていただいております。

4 ページ目をお願いいたします。「4 管理対象施設の概要」になります。まず、「(1) 設置目的等」でございます。「ア 若葉文化ホール及び美浜文化ホール」でございます。まず、「条例上の設置目的」でございますが、表の中にありますように、設置管理条例の第1条にありますとおり、市民の文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するため、文化ホールを設置するということでございます。それから、その下段で、ビジョンでございます。ビジョンの中身につきましては、ご覧のとおりでして、「当該施設における実演芸術の鑑賞、体験を通じて、周辺地域の住民が心豊かな生活を実現するとともに、多世代、異文化交流の場として、地域コミュニティの発展を支えていくこと。」でございます。その下、ミッションでございます。ミッションとしては、「地域文化の創造拠点」といたしまして3点でございます。「親しみやすい鑑賞プログラムの提供」、「地域に密着した文化創作活動の場」、「文化活動を通じた地域住民の交流の場」、以上3点をミッションとしてございます。その下、「イ 千城台コミュニティセンター」を記載させていただいておりますが、内容につきましては、先ほどご説明があったと思いますが、中央コミュニティセンターと同様でございますので、説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、5 ページになります。「(2) 特徴」でございます。まず、「ア 若葉文化ホール」になります。客席は517席でございます。その下、下から2行目のほうになりますが、「施設利用の約8割が文化芸術活動の発表会、公演及びリハーサルに使用されており、特に音楽・舞踊の利用頻度が高いのが特徴です。」ということで、若葉でございます。続きまして、隣のページ、6 ページをお願いいたします。「イ 美浜文化ホール」になります。まず、「(ア) メインホール」でございます。こちらは多目的ホールで、客席は354席になります。同じく、その3行下になります。「実際の施設利用状況は、約8割が文化芸術活動（主に音楽・舞踊）の発表会、公演及びリハーサルに使用されており、残りの約2割は企業等による総会・式典・研修会等に活用されています。」というのが、美浜の特徴でございます。

ではめくっていただきまして、7 ページ目をお願いいたします。美浜文化ホールの「(イ) 音楽ホール」のほうになります。まず客席は152席でございます。その2行下でございます。「特に室内楽等の音楽の練習・発表などに適しています。実際の施設利用状況は、約97%が市民やプロによる音楽活動に活用されており、発表会、公演、リハーサルだけでなく、練習や録音としての施設利用も多い点が特徴です。」

では続きまして隣の8 ページをお願いいたします。「ウ 千城台コミュニティセンター」でございます。こちらのほうはちょっと前半省略させていただきまして、下段のなお書きのところをお願いいたします。「なお、現在の施設利用状況は、集会室や講習室、和室等の施設（諸室）で、生花、お茶、陶芸、ダンス等の様々なサークル活動に利用されるほか、町内自治会などの地域の活動団体が、会議等で利用しています。また、トレーニング室にはトレーニング機器が設置され、利用者の健康体力づくりに利用されています。」というのが千城台の特徴ということになります。

では次のページ、9ページをお願いいたします。9ページ、10ページにつきましては、それぞれ各施設の所在地、施設規模、構造、概要ということで記載をさせていただいております。こちらのほうの説明については省略させていただきたいと思っております。

では続きまして、11ページをお願いいたします。「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございます。「文化ホール等では、指定管理者制度の導入による市民サービスの向上により、さらに多くの市民に利用してもらおうという効果を見込んでいます。したがって、市としてはこの制度導入効果を達成するため、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用した魅力的な事業及び各館の地域性や特性を生かした事業の実施並びに広報・プロモーション活動を行うことなどにより、施設の利用が促進されることを期待しています。また、文化ホール等の管理運営において市が設定する成果指標及び数値目標は以下のとおりです。」ということで、施設ごとに書かせていただいております。

まず「ア 若葉文化ホール」になります。成果指標につきましては、「①施設利用者数」、「②使用件数」、「③施設稼働率」、「④ホール稼働率」です。また上段の上については「楽屋除く」とさせていただいております。また数値目標につきましては、「①6万2,000人以上」、「②830件以上」、「③41%以上」、「④平日27%以上、土日祝76%以上」ということでございます。こちらの目標の設定の考え方でございますが、現在の指定期間の実績、23年から26年度の平均と、あと直近2年間の平均を比較をいたしまして、高いほうの数字を切り上げて設定をさせていただいているところでございます。

その下、「イ 美浜文化ホール」、内容的には、成果指標は同じでございますので、省略させていただきます。数値目標といたしましては、「①11万4,000人以上」、「②2,400件以上」、「③53%以上」、④、これはメインホールのほうになりますが、「平日34%以上、土日祝86%以上」、⑤、音楽ホールのほうが「平日58%以上、土日祝93%以上」というような状況でございます。

その下、「ウ 千城台コミュニティセンター」になります。成果指標といたしましては、中央コミュニティセンターと同じため、省略をさせていただきます。数値目標といたしましては、「①40%以上」、それから「②5,090人以上」というような成果指標を出させていただいております。

それでは隣の12ページのほうをお願いいたします。「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございます。こちらにつきましては、管理運営の基準のほうにまた記載してございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後、24ページのところをお願いいたします。「9 経費に関する事項」でございます。特徴的なものだけちょっとご説明させていただきます。下段にございます、三角の括弧にあります「指定管理料の基準額について」というところをご覧ください。指定期間全体の指定管理料の基準額でございます。こちらに記載のとおり、9億5,899万3千円というような金額でございまして、こちらは消費税を含む金額になっております。あと美浜、若葉、千城台の3施設の合計した金額ということでございます。こちらのほうで指定管理料を記載させていただいております。

それからめぐりまして、28ページをお願いいたします。次期指定管理予定候補者の選定を行うに当たっての審査基準といたしまして、審査の項目と配点について記載をさせていただきます。これらの詳細につきましては、選定基準のほうでまた後ほど説明をさせていただきます。

だきますので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと思います。募集要項に関する主な説明は、以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。

ただいま所管課からご説明いただきましたが、募集要項、審査基準等に関して、ご質問含めてご意見がございましたら、お願いします。

○委員　　1点だけよろしいでしょうか。11ページの数値目標のところ、これは先ほどの中央コミュニティセンターでも同じだったかもしれないんですが、千城台コミュニティセンターで指定期間最終年度に40%以上、同じく最終年度に5,090人以上という。最終年度のみに注目するような形になっているんですが、例えば平均して40%以上にするとか、やっぱりそういう考え方もあるのかなと思うんですけども。最終年度だけで見るとするのは、特有の事情というか、利点というか、そういうものがあるのかどうかと、そういう期間を平均してこれくらいという形での数値目標もあり得るんじゃないかと思うんですが。そのあたりを、ちょっと聞きたいんですが。

○委員　　平均にするのか、あるいは、詳しくは年度別にちょっとずつ上がるような考えでやっているんでしょうけれども、ここにはそういう最終目標値は書いていないことですか。具体的にはどうなんですか。

○山根市民総務課長　　確かにご指摘のとおりだと思います。こちらとしては単純に新たにでもいいですし、経験がある指定管理者が多いですので、今回新しく選んだ指定管理者の努力によって、徐々に上がって行って、最終到達目標が40%以上にしていただこう、ということで目標を掲げたところでございます。もちろんその期間中の平均というのも目標になり得るとは思いますけれども、そこまでの検討は至らなかったというところもございます。

○委員　　結局このあたりの数値をどう設定するかによって、年度評価も成果がいいか悪いかというのが分かれてくると思うんですよね。そのあたりも踏まえて、このあたりの数値目標を設定しておくことは、かなり重要になるんじゃないかなと思うんですよね。

○委員　　応募者のほうが、具体的に制定してくれないと提案がしにくいんじゃないかということですかね。採用する方は最終目標でもいいかもしれないけれども。応募段階で何年度はどのくらい、何年度はどのくらいという、目標を出してもらったほうがいいかということですか。そのほうが提案しやすいでしょう。

○委員　　できればそういう形にするのか、毎年度の数値を細かく設定するというのも何か難しいのかなという気はするので、最低これ以上をキープすることというような考え方もあるのかなという。余り複雑な数値目標の設定をすると、それも足を縛るようなことになりかねないので、ざっくりとした目標を掲げておくというのも利点はあると思うんですが。

○委員　　中央と若葉を比べたら随分数字の目標がまるっきり違うのは、実績が違うからしょうがないということですか。

○三浦若葉区地域づくり支援室長　　結局のところ、そうです。すみません、若葉区ですけども、数値目標の設定につきましては、千城台の場合は26年度半年閉館していましたので、25年度の実績を踏まえて目標に設定をしております。

○委員　　ちょっと上乗せするくらいというか。



○三浦若葉区地域づくり支援室長　そうですね。こちらでは毎年大体1%くらい利用者を増やしてほしいということを期待して目標設定をしております。全体の傾向としましては、千城台コミュニティセンターは、横ばいから若干毎年利用者が減っているというような状況ですので、なかなかいきなり最初から40%というところは厳しいというふうを考えまして、少しずつでも利用者を増やして行ってほしいということから。

○委員　現状から最終的に40%にたどり着く、直線的に伸びていくことを想定して、年度評価も考えていくというような考え方でよろしいですかね。

○三浦若葉区地域づくり支援室長　そうですね、そういう指定管理者の創意工夫で利用者数を伸ばして行ってほしいという、こちらの期待というか、希望を込めて、そういう設定をしております。

○委員　励ましでもあるしね。要するに減ると、さっき少し言いましたように、減ると指定管理料にある程度影響して、入場料とかで計算に入っているから、減ると指定管理者が不利益を被るわけね。だから頑張るしかないというか。どっちをとるかですね。低めにしておいて、増えたら褒賞金みたいな上乘せをするのか、逆に増えることを前提に指定管理料を決めちゃっているから、増えないと、赤字というか、赤字までいかないけれども、手取りが減っちゃうわけですね。そういうわけで業者は頑張ると。どっちをとるかっていう。そういう目標があったほうがいいことはいいですよね。

結局、美浜のほうは新しいから、知名度で人を呼んでいるところがあるけれども、一定のところに行ったら頭打ちになるんでしょうね。「新しい」という良さは、また周りで競合も出てくるでしょうから。若葉のほうはもう安定しちゃっているから、そんなに伸びるわけにいかない。むしろ人口動態のほうが、影響が大きいという可能性はありますよね。

○丸島生活文化スポーツ部長　そうですね。ホールにつきましては、若葉はまず人口的に見ても美浜よりは若葉のほうが若干少ないと言われますし、ホールも若葉のほうが500席、大きな規模のほう。

○委員　大きいですね。

○丸島生活文化スポーツ部長　美浜のほうは350席、比較的使いやすいホールですので、その辺の差があります。これもコミュニティセンターと一緒にですが、今の実績を勘案して、これくらいは最低限やってもらいたいという数値を成果にしているということとございます。

○部会長　何か、採点基準とかいろんなことはもうさっきから、いろんなところから出てくるから同じ内容になっちゃいますからね。特にないですかね。

これに関しては今のお話くらいで、他にはよろしいですか。

(なし)

○部会長　これに関しては、この程度の話ということで、今の委員の皆様から言われたご意見を必要に応じて反映していくということで、やってみたいと思います。修正が必要なものであれば、私と事務局で調整するというので、お願いいたします。

ほかに。じゃあこれでこの分はよろしいということですよ。

○布施文化振興課長　あとこのほかに2つほどまだ管理運営の基準と選定基準がございまして。じゃあ次の資料8-2のほうと、あと資料8-6のちょっと説明がございまして、よろしいでしょうか。

○部会長　　どうぞ、すみません。

○布施文化振興課長　　ではお手元の資料８－２の、文化ホールの管理運営の基準でございます。コミュニティセンターの方はこの後説明させていただきますので、先に文化２施設のほうをご説明させていただきます。

資料８－２、めくっていただきまして、１ページをお願いいたします。こちら、「はじめに」ということで、募集要項の各施設のビジョン的なものを背景的なものとしてまとめたものでございます。まず主なところといたしますと、２行目の「平成２３年６月に、『千葉市新基本計画』を策定しました。」というところで、新基本計画の概略を説明させてもらっています。中段のところですが、「平成１１年に『千葉市文化振興マスタープラン』を策定」したこと、それからその下の方ですが、「平成２０年からは『千葉市文化芸術振興計画』に基づいた文化芸術の振興を総合的・計画的に推進をしてきました。」と。その下でございます。「その後、平成２４年６月２４日に『劇場法』が施行され、平成２５年９月に２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致が決定」ということで、「文化を取り巻く状況も大きく変化」してきております、と。本市においても、現在、次期千葉市文化芸術振興計画を２８年度からスタートする予定です、と。「このような状況を踏まえ、若葉文化ホール及び美浜文化ホールが、各地域の特性を活かした事業を展開し、魅力ある地域文化を拠点として存在価値を高めることは、本市の文化芸術の振興・発展にとって、大きな力になるものと考えています。」と。「そこで文化芸術に対する知見や創造性・企画力に基づいて多彩な内容と幅広い層への参加が期待できる文化芸術事業及びそれを支えるより良い市民サービスを実現させるための管理運営の提案を求めます。また、特に今回の指定管理の最終年度は東京オリパラの開催年に当たります。本市ではこの機会を好機ととらえ、関係機関と連携しながら千葉の文化を広く市内外に発信したいと考えていますので、各文化施設に対しても最大限の協力を求めるとともに、指定期間を通じて、劇場法、東京オリパラ、次期計画を意識した計画的な事業展開を期待します。」というところで、はじめにを書かせていただいております。

次の２ページはちょっと飛ばさせていただきます、３ページをお願いいたします。こちら先ほどと同じように、施設の概要といたしまして、上段が若葉文化ホール、所在地、施設規模、概要等でございます。下段が美浜文化ホールで、それぞれ概要を記載させていただきます。

その隣、右側４ページをお願いいたします。「３ 指定管理者が行うべき業務」、こちら必須業務を記載しているものでございます。項目だけの説明で省略させていただきますが、まず「(１) 施設運営業務」でございます。その下、「ア 施設の開館・休館日等」、その下、「イ 利用料金」で、その下、「ウ 利用料金の減免について」でございます。めくっていただきまして、５ページをお願いいたします。ちょっと減免のところだけ説明をさせてもらいたいのですが、２行目のところです。本市が共催する行事に使用する場合は５割の減免。その下、管理規則第１１条第２号での市長が定める場合につきましては、５割の減免。その次、(イ)は、指定管理者は減免規程を策定し、市の承認を得て減免を行うことができる。しかし公共性・公益性を前提とし、特定の団体が対象となるような減免は行わないことです。なお、指定管理者が必須業務及び自主事業で施設を利用する場合の減免は認めません、と。その下の(ウ)になります。減免した利用料金は収入とみなし、指定

管理者の負担とし、市から補填は行わない。したがって、減免額を考慮した予算設定をする必要があります、ということで、ちょっと注意書きを書かせていただいております。それからその下が「エ 貸出業務について」ということでございます。

それから右のページ、6ページのほうをお願いいたします。こちらは「(ア)書類の作成等」、「(イ)施設利用に関する助言、指導」とあります。4つ目の項目のところをご覧ください。ちょうど真ん中です。「2館を総括する管理運営の責任者として『総括業務責任者』を置くとともに、その補助となるスタッフを置いてください。市との連絡・調整は、原則として総括業務責任者又はその補助スタッフが行うこととします。」と。その下の部分です。「上記の総括業務責任者及びその補助スタッフのほか、各館に次のスタッフを置くようにしてください。」と。「なお、総括業務責任者は業務責任者と、総括業務責任者の補助スタッフは各館のスタッフとをそれぞれ兼ねることができます。」と。「また、下記のスタッフについては、2館一括管理メリットを活かし、業務責任者を除き、業務執行に支障のない範囲で2館兼務しても構いません。また、2館の人事交流や流動配置を行うなど、情報の共有化を図り、2館が切磋琢磨して利用者サービスや利用率の向上等を図れるような体制を構築するよう工夫してください。」ということで、こちらは一括管理のメリットを生かせるような提案を期待しているというようなくだりでございます。

7ページ目のほうは、それぞれ中段で「オ 使用申請の受付方法」、あるいは「(ア)通常申込み」、「(イ)期間前使用許可申請」の申込み、というような形でございます。

続いて8ページのほうをお願いいたします。真ん中の「キ 企画提案業務の実施」というふうにあるところです。ちょっとここを読ませていただきます。「指定管理者のノウハウを生かし、次に例示するような事業を企画・提案し、実施してください(自主事業では実施が困難な、採算性が低く、かつ公益性の高いものに限ります。)。2館の連携を活用することも期待します。」。その下ですが、「広く市民の文化芸術活動への参加を促進する事業」、「市民の文化芸術活動に関する専門知識の習得や人材育成につながる事業」、「文化芸術鑑賞の機会が少ない市民(小中学生、未就学児とその保護者、障害者等)を対象とした鑑賞事業」。「企画提案業務の実施は指定管理業務に含まれますので、その支出に利用料金収入及び指定管理料を充てることができますが、支出が過大とにならないよう注意してください。また、企画提案業務の入場料金の設定は、実費徴収程度としてください。」ということで、このような形でそれぞれ指定管理者からの提案を期待して、ちょっと書かせていただいております。

めくっていただきまして、次の9ページをお願いいたします。9ページの中段のケのところになります。「広報と情報提供」のところをお願いいたします。「2館を利用した文化活動等の普及・振興を図るため、必要なPRや情報提供を行ってください。また、千葉県文化センターを市内の文化芸術情報の集積・発信拠点として位置付ける予定のため、当該施設のアーツステーション事業に協力をしてください。」ということで、こちらの先ほど冒頭にご説明した文化振興の拠点として位置付けるということで記載してございます。

9ページの下のところでございます。「(2)施設の維持管理業務」ということで、「ア 若葉文化ホールの維持管理業務」、それから11ページのほうに飛びまして、下段のほうですが、「イ 美浜文化ホールの維持管理業務」をそれぞれ記載してございます。

では、ずっとしばらくページが飛びまして、15ページのところをお願いいたします。

上段（３）でございます。これ以降につきましては、「経営管理業務」といたしまして、指定管理業務と自主事業、文化事業というのですが、これらに関して明確に計理区分を分け管理を行ってくださいということで、経営管理業務について１５ページ以降は記載をしてございます。

それからページが飛びまして、２１ページをお願いいたします。「４ 自主事業」といたしまして、まず「（１）文化事業」についてのこと、「（２）物販等について」のこと。「（３）その他」という形であります。この自主事業の実施に当たりましては、「その他」のところですが、下から５行目のところをお願いしたいんですが、「自主事業の経費は市が支払う指定管理料には含まれません」。下から３行目の、「また、自主事業の費用に利用料金収入、指定管理料等指定管理業務に伴う収入を当てることはできません。」ので、注意をしてくださいということで、ちょっと注意事項を書かせていただいております。

次のページ、２２ページは「５ 市によるモニタリング及び実績評価」ということで、記載をさせていただきます。

めくっていただきまして、２３ページをお願いいたします。２３ページは「６ その他留意事項」ということがそれぞれ（１）（２）とありまして、「（３）大幅な利益の還元」のところをちょっと読ませていただきます。「自主事業収入等を含むすべての収入（総収入）から自主事業に係る経費等を含むすべての支出（総支出）を引いて総余剰金を計算し、総余剰金が総収入の１０％を超える場合に、当該超える金額の２分の１を市への還元対象とします。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業に係る収支を除いた指定管理業務に係る収支により、利益の還元額を算出します。また、指定管理業務に係る収支が赤字となった場合に、市からの補てんはありませんのでご注意ください。」ということで、こちらをちょっと書かせていただいております。（４）以降については、その他事項という形で、それぞれ注意事項を書かせていただいております。文化ホール関係の管理運営の基準の主なポイントは以上でございます。

この後、引き続いて、千城台のコミュニティセンターのほうのご説明をさせていただきます。

○三浦若葉区地域づくり支援室長 　では千城台コミュニティセンターの管理運営の基準についてご説明いたします。資料８－３をご覧ください。千城台コミュニティセンターの管理運営の基準ですが、多くの部分で市内のコミュニティセンターで共通した内容となっております。このため主な内容につきましては、先ほどご説明がありました千葉市中央コミュニティセンターと重複いたしますので、千城台コミュニティセンターの特徴的な部分をご説明したいと思います。

では資料の５ページをお開きください。こちら一番上の「（イ）スポーツ施設の使用申請の受付等」の「a スポーツ施設（トレーニング室）の貸出方法」ですが、こちらは原則個人使用とするということで、こちらのトレーニング室は基本的に団体の利用は見込まないということにしております。また、その下の「f 回数券・定期券の取扱」、次の６ページの「g トレーニング室の運営」については、基本的に共通した千城台コミュニティセンターにあるトレーニング室という設定なんですけれども、内容については共通の内容ということで、設定しております。

次に１１ページ、「３ 施設維持管理に関する業務の基準」ですけれども、こちらは施

設維持管理の範囲を同じ敷地内に併設されている千城台コミュニティセンター、若葉文化ホール、千城台市民センター、青少年サポートセンター東分室の施設といたしまして、複合施設間の連携調整として、主にスケジュール調整などを図りながら、維持管理業務を行うこととしております。

次に17ページをご覧ください。こちらは駐輪場の管理業務のところなんですけれども、上から2つ目の「ウ 駐車場不足への対応」ということなんですけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げました併設される5施設が利用するという事になっております。また、あわせて若葉図書館や千城台公民館の来館者の利用もあるということで、特に行事やイベントがあると駐車場が不足するため、混雑時には警備員を配置して、駐車場利用の効率化を図ることとしたものです。また、近隣に適当な土地がないことや財政的な面から、新たな駐車場を確保するということが非常に難しいので、駐車場不足への対応としまして、公共交通機関の利用の促進や、乗り合わせの励行などの啓発に努めるよう求めることとしております。

続きまして、24ページ、「6 自主事業」でございます。この中のイですが、若葉区といたしまして、「地域の魅力が高まるように住民と連携して取り組む事業を計画すること。」ということ盛り込んでおります。こちらにつきましては、前回の部会でのご意見などを参考にしまして、指定管理者が住民のニーズを把握したり、住民の知識や経験を活用したりするなど、住民と連携して地域の特徴を踏まえた事業に取り組んだり、地域資源を活用した事業に取り組むことで、住民同士のつながりを広げたり、住民に地域の魅力を改めて認識してもらうということを意図するもので、こちらの項目を挿入してございます。千城台コミュニティセンターの管理運営の基準については以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

○布施文化振興課長 すみません、では引き続きよろしいでしょうか。お手元の資料8-6をお願いいたします。こちら「千葉市文化ホール等指定管理予定候補者選定基準」になります。1ページ目、こちら「審査方式」ということで書かせていただいております。ちょっとこちらはまた後でご説明しますが、さらにめくっていただきまして、先に4ページをお願いいたします。

4ページ、「3 提案内容審査」でございます。「(1) 審査の方法」でございますが、以下に示すとおり、それぞれ各委員が提案書の内容の審査・採点をし、審査項目ごとに算出した平均得点の総合計をもって、応募者の点数から順位を決定するという部分でございます。それぞれ当施設における選定におきます審査項目及び配点はご覧のような状況でございます。ではそれぞれ各項目の配点の考え方につきまして、次ページで説明させていただきますので、5ページ目をお願いいたします。

5ページ目、「イ 審査項目の配点の考え方」でございます。まず、「指定の基準5及び6に関する審査項目を除く各項目に原則として5点を配点する。その他次表の審査項目については、市が期待する事項の必要性、重要性等を勘案して、例外的に加点した配点とする。」ということで、基本的に5(1)、(2)を除きまして、全庁的なひな形より加点をしている部分もございます。まず、内容なんですけど、「1(1) 管理運営の基本的な考え方」につきましては、配点を10点としております。理由といたしましては、「設置目的、ビジョン・ミッションの適正な理解に基づく施設の管理運営を行うため、重要な項目であ

ることから10点」としました。その下、「4（3）施設利用者への支援計画」、こちらも10点でございます。理由としては、「利用に関する職員の対応が利用者の満足度を大きく左右するため、適切な利用支援が求められる。特に音響、照明等の設備においては専門的な知識を必要とするため、利用者への適切な支援を要することを踏まえ、10点」としております。次に「4（4）施設の利用促進の方策」、10点でございます。「施設利用においては、特に平日の利用促進がこれまでも課題であったことから、土日祝日の利用を促進することはもとより、効果的な平日利用促進策を期待し、10点」としたところでございます。その下、「4（6）施設の事業の効果的な実施」、10点です。「市の文化振興施策において重要とされる事業であることから10点」としております。その下、「4（7）成果指標の数値目標達成の考え方」、こちら10点です。「施設の利用促進にあたっては、実現可能かつ効果的な手法によって数値目標を達成していくことが重要であることから、10点」としております。その下、「4（8）自主事業の効果的な実施」、10点です。こちらは「コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施する重要な項目であることから10点」とするというところでございます。その下、5（1）（2）につきましては、それぞれ全庁的なひな形のとおり10点、及び20点という形で配点をさせていただいております。

ではページをお進みいただいて、7ページのほうをお願いいたします。7ページのほうにつきましては、ウといたしまして、「各項目の審査・採点方法」という形でございます。「(ア)原則」といたしまして、「多様な提案に対応するため、一部の審査項目を除き、以下の基準による5段階評価で採点する。」ということで、それぞれAからEまでご覧のような基準及び得点という形でさせていただいております。※印にありますように、過半数の委員がDの評価をし、または1人以上の委員がEを評価した場合は選定評価委員会において協議し、応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断するというような形で書いてございます。

続いて、8ページ目をお願いいたします。8ページ目は、採点基準ということで、「次の表に示す配点に従い、提案書に記述された内容を採点する。」ということで、以降17ページまで、それぞれ項目と配点等を書いてございますので、こちらのほうはボリュームがございますので、後ほどご覧いただければと思います。

選定基準の1ページ目にちょっとお戻りいただきたいのですが、1ページ目の下段のところでございます。「(2) 提案内容審査(第2次審査)」の「ア 審査の概要」がございしますが、下のところ、なお書きのところを読ませていただきます。「総得点の合計が最も高い提案が2つ以上あるときは、以下により順位を決定する。」ということで、4つほど挙げさせていただいております。まず「① 審査項目『1（1）管理運営の基本的な考え方、4（3）施設利用者への支援計画、（4）施設の利用促進の方策、（6）施設の事業の効果的な実施、（7）成果指標の数値目標達成の考え方、（8）自主事業の効果的な実施』の合計得点を比較し、高いものを上位とする。」のがまず1点目でございます。それでも同点である場合というのが、その下の「② ①が同点である場合は、審査項目『4 施設の効果を最大限発揮するものであること。』の合計得点を比較し、高いものを上位とする。」でございます。これにおいてもさらに同点の場合といたしますのが、その下の③でございます。③といたしましては、「②が同点である場合は、審査項目『2 施設の管理を

安定して行う能力を有すること。』の合計得点を比較し、高いものを上位とする。」としております。最後、④ですが、③においても同点であるというような場合でございます、こちらは「審査項目『5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること。』の合計得点を比較し、高いものを上位とする。」とございます。⑤としては、「以上により順位が決定しない場合は、選定評価委員会における合議により順位を決定する。」というような形で、順位を決めるべき方法を書いたものが、こちらでございます。募集関係の説明は、選定基準を含めまして、以上でございます。よろしく願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。今の説明について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○委員 資料8-2の管理運営の基準なんですけれども、何かここだけ文体が違いますよね。「ください」とか、「何々してください」とか。だから普通に、他のところとあわせて、「である」とかで、そういう文体でいいんじゃないかと思うんです。

それと同じで23ページなんですけれども、「大幅な利益の還元」のところ、これは他と違いますよね。考え方、やり方が。自主事業で赤字になったら、これ引くということですよ。この23ページの(3)は。他のコミュニティセンターだと自主事業が赤字でも引かないですよ。これは、同じですか。この例示で、例えば6-1の18ページの例示があるけれども、②の例で、この利益の還元額というのは、引いてないですよ。指定管理業務が300万円で自主事業はマイナス200万円で、それが300万円をベースに0.1の2分の1の100万円と。何かちょっと違うと思うんですけれども、そうじゃないですか。私が間違えているわけですか。

○布施文化振興課長 例示は8-1の26ページのほう。

○委員 考え方がこれは違うんですよというのであれば、それはそれで一つだと思うんですけど。コミュニティセンターと文化ホールとは違うんですよというところなのか。

○布施文化振興課長 考え方は同じ形のはずです。

○委員 同じであれば同じで。ちょっと読み方が違うんでしょうか。私の読み方が違う。さっきの23ページの(3)でいけば、自主事業に係る収支は除いたと。自主事業に係る収支が赤字となった場合は…。収支を除いたという意味は、それを引くという意味。これと全く同じことということですか。除外するというのではなくて、差し引くという意味。すみません。失礼しました。

○丸島生活文化スポーツ部長 表現は同じように、言い回しをあわせるようにしますし、今のようにわかりにくいところがあれば、同じような形にしてわかりやすいように。

○部会長 他に。はい、どうぞ。

○委員 いや、これはもうこれで結構です。違う件で。いろいろ報道されていることによると、市は市の持っている公共施設みたいなものの運用の仕方とか、管理の仕方を大きく変えていきますよというのを、どこかで聞いたような気がするんですが。今回の、例えば大きな2施設を指定管理の公募対象から外していったと。こういうことはやっぱり一つの流れと考えていいんですか。

もっとはっきり言うと、そうすると、将来、指定管理者制度、そういうものをどういうふうにお考えなんですか。別にここで詮索する必要はないんだけど。

○丸島生活文化スポーツ部長 まず大きな流れとしまして、市が保有している施設を今

のままずっと持ち続けていいのかということがあって、それは当然だんだんと縮小しなければいけないということで、縮小する目標値を10何%か削減しますという方針を出しています。それに向けて、まず、できるだけ縮小させたいという考え方と、委員がおっしゃる指定管理者制度を今までやってきた中で、いろいろ課題が見つかってきています。この中で、もう一度全て公募で全部民間に委ねていいのかという議論があって、やはり民間に委ねる部分と、そうではなくて行政が自らやるものと、それから外郭団体をお願いをして長期的スパンでやるもの、これをちゃんと施設の色分けをして、施設運営をしていくべきだということで、今回、文化に関しては、文化振興財団をお願いして、長期的スパンで非公募で、お願いするもの。そうではなくて、一方、民間でお願いして、もっと集客効果を上げる、民間でお願いしてよい施設、それを、色分けをして、施設の性格を分けて運営していくというような形で整理していこうとしています。

○委員　　ちょっとこれとは違うことを聞いてごめんなさい。

○委員　　みんなが気になることですからね。ちょうど5年経ったから。5年間やってどうだったのかという議論をする場がないから気にはなっているんですね。みんなね。

○丸島生活文化スポーツ部長　　そうですね、だから今まで全て、とりあえず全部公募でというのが前提だったんですが、それはやはり施設の性格上そうではないものもあるだろうという議論が起きてきて、そういったものはしっかりと性格付けをして、非公募は非公募とすると。全てが公募という形ではない、というような形になるのが結論となった、という経緯でございます。

○委員　　いろんな議論があったんでしょうね。5年間実績をやってきたから、だからその結果がどうだったのかという、総括がもう一つ全然わからないところでやっているから、何か問題ないんですよ。それで。

○委員　　一般市民から考えれば、文化振興財団を作ったのは、そういう文化施設とかそういうものを管理するための財団じゃないかと、こういうふうに思いますね。教育振興財団は美術館だとか、そういうものをするために作ったんじゃないかと。スポーツ施設がありますね。これが、違うところが指定管理になったんですね。そうすると何のためにスポーツ振興財団をつくったんだと、市民は思いますよね。だからそれがまた少し元に戻ってきているような気がしたんで、よりいいんじゃないかと思っています。

○委員　　この間の議会で議論されたんでしょうね。

○丸島生活文化スポーツ部長　　はい、元々委員がおっしゃったように、元々はその施設を、例えば市民会館を管理するために文化振興財団を元々は作ったんですが、ただ単に施設管理だけだと民間でもいいでしょうという議論になってきています。それで指定管理者制度というものが出てきました。ただ、とはいえ、全ての公共施設が全部民間でいいんですかというわけではないでしょう。当然その施設を使って行政がやるべき施策があります。それをやるには外郭団体が必要ですし、長期スパンでやります。そういう議論が起きているんです。全て公募の施設ではないという形で今回は整理をしております。

○部会長　　これは、その他みたいな意見ですけれどもね。

この今のご説明、事務局からの、それに対するご質問とか、公募条件とか、こうするんじゃないかというのは、さっき出たくらいのことですらよろしいですかね。

○委員　　この利益還元の話、下段、ちょっと文章がわかりにくいんですよ。読んでい



てよくわからない。

○丸島生活文化スポーツ部長　すみません、あそこはわかりやすい形にちょっともう一度見直してみます。

○委員　変えたほうが間違いはないですよ。

○委員　ちょっと気になる点が。施設間の連携というところが少し強調されていたように思うんですけども、地理的にかなり離れていますよね。そこで、可能な連携というのがどのくらいあるのかなというのが、ちょっと気になって。非常に、連携することを期待するといったことが基準の中に書かれていたんですが。

○布施文化振興課長　ひとつはスタッフ側として、150席、350席、500席という、ホールの大きさも違うところがあるんですが、例えばこちらが今日は入ってなくて、向こうが入っているとしたら、照明スタッフを向こうに置くとかというのはあり得る。利用者側の連携もありますのと、スタッフ側の連携ということもあり得るのかなということで、ちょっと流動配置とかできるのかなというのは、提案として挙げてございます。

○委員　運営する方としては、連携は合理的ですよ。共通ですからね。

○布施文化振興課長　後はキャパシティとして、350席だとオーバーフローしそうな感じだったら、500席で若葉がありますみたいな形で、ちょっとなかなか地の利があつてですね、利用促進が。500席だったら向こうの若葉を促すということも期待としてはあるのかなというように思いますね。

○委員　話がちょっと不謹慎かもわかりませんが、新しくゴルフ場が建っているんですね。そうすると、あるゴルフ場は、ひとつのゴルフ場だけでも、当然グリーンを、パッティングやるところで使う草刈機を買いますね。ところが、3つ4つくっついて経営しているところは、1台で、みんなで回すんです。だからコストが全然下がっちゃうんですね。だから価格が安くなるんです。こういうのが出てきますから。やっぱり照明とかあいう専門的な技術の人は、どんどん行ったり来たりするのがいいなというようなのも。

○委員　客の立場で考えたわけですよ。

○委員　そうですね。そういうことで、どういう連携事業あるのかなというところは。

○丸島生活文化スポーツ部長　ソフト事業で連携してもらいたいとは思っております。今は5館全てを同じ団体でやっていますので、定期的に会議を持って、ソフト事業もそんなに違和感がない形で。これが今度は全く違う団体が入ってきて、しかも各館で違う事業をやられても困るので、それは関連性をもった事業とか、そういったものを意図して。

○委員　そういうこともありますよね。競合するとどういうふうにやってもしょうがないですよ。

○丸島生活文化スポーツ部長　そうなんです。同じようなことをそれぞれやってもしょうがないですから。後は、文化振興財団が拠点施設にありますから、そちらとも被らないといえますか。

○委員　市の文化施設で適切に、運営主体に関わらず連携を図ってやっていただければいいですよ。

○丸島生活文化スポーツ部長　同じ千葉市の文化施設になりますので、当然それはソフト事業によると思います。何ていうのですか、一体感を持った施策というのをしたいというのはありました。

○部会長　ほかにはよろしいですね。

この議題については、特にまとまった結論は読み上げなくてよいですね。募集条件、審査基準等に関して委員の皆さんからいただいた意見、わかりづらい表現等については十分反映していただきたいと思います。修正した内容については私と事務局で調整するというので、ご承認いただければと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長　それでは、以上で議題2を終了します。

議題3「今後の予定について」、事務局からご説明をお願いします。

○山根市民総務課長　それでは、今後の予定についてご説明をさせていただきます。

資料9をお開きいただきたいと存じます。こちらに「指定管理予定候補者選定の流れ」という図を用意しております。

本日ご審議をいただきました募集関係書類につきましては、何点かご意見をいただきましたので、それを反映させて修正すべき点につきましては、修正をさせていただきます。

修正後の募集要項等は、7月27日の月曜日から公開をいたしまして、指定管理予定候補者の募集を開始いたします。その応募者につきましては、10月7日、14日、19日、場合によっては日にちが変わりますが、に予定しております第4～6回、あるいは7回なるかもしれませんが、市民・文化部会におきまして、委員の皆様へ審査・選定をしていただきます。選定していただいた結果につきましては、稲垣部会長さんより選定評価委員会の横山会長さんへご報告をいただき、その後、横山会長さんから市長宛てに、委員会の意見として答申をしていただきます。

その答申を基に、指定管理予定候補者を決定いたしまして、仮協定を締結した後、12月に開催予定の平成27年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。この議案に対しまして、議決がありましたら、基本協定を締結いたしまして、平成28年4月から管理を開始することとなります。

以上でございます。

○委員　日程は、15日というのは前にあったと思うんですが、それはなくなった。それは予備でまだ残すんですね。わかりました。

○部会長　じゃこれもよろしいですか。今の日程については特によろしいですか。また変更があればご連絡いただくということですよ。

○山根市民総務課長　最後に「その他」で、会議録の公開につきましてご説明させていただきます。

会議録の公開につきましては、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、市ホームページで公表することとなります。

また、年度評価についての指定管理者評価シートにつきましても、各施設所管課が、委員会のご意見を指定管理者評価シートに記載し、同様にホームページに掲載し公表するとともに、指定管理者へも通知をいたします。

なお、会議録につきましては、後日委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

今後の部会については、先ほどご説明いたしましたとおり、10月に複数回にわたり開催を予定しております。何度もお集まりいただくこととなりまして、誠に恐縮ではござい

ますが、お願いをいたします。次回の部会の会場など、詳細につきましては、また後日改めて事務局からご連絡をさせていただきます。以上でございます。

○部会長　これで全部おしまい。質問はないですね、いいですね。

(なし)

○部会長　では事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

○佐久間市民総務課長補佐　長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。